

平泉町社会教育施設整備
基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

平 泉 町

目 次

第1章 前提条件の整理	1
1 計画策定の目的	1
2 対象地の概要	1
3 既存施設の概要	2
(1) 平泉町公民館の概要	2
(2) 平泉町立図書館の概要	3
4 対象地周辺の現況	4
(1) 交通の動向	4
(2) 人口の動向	8
(3) 観光	10
5 関連する上位計画	12
(1) 新平泉町総合計画	12
(2) 平泉町総合戦略	14
(3) 平泉町公共施設等総合管理計画	15
(4) 平泉町都市計画マスターplan	16
(5) 平泉町景観計画(改定版)	18
(6) 平泉町防災マップ	20
6 町民意向等	21
(1) 社会教育施設のあり方に関する懇談会	21
(2) 平泉町社会教育施設整備計画検討委員会	22
(3) 地域懇談会(1区~21区)	23
(4) 社会教育施設整備方針	24
(5) 総合教育会議(教育委員会の意見集約)	26
7 先行事例	27
(1) 事例の抽出と特徴	27
(2) 参考事例	28
(3) 先行事例のまとめ	31
第2章 基本コンセプトと整備目標	32
第3章 導入機能・規模の検討	34
1 公民館・図書館	34
(1) 現況施設の課題・ニーズ	34
(2) 施設の利用状況	34
(3) 本事業で導入する機能・規模の検討	35
(4) 規模設定・利用イメージ等	36
2 ホール	38
(1) 現況施設の課題・ニーズ	38

(2) 施設の利用状況.....	38
(3) 本事業で導入する機能・規模の検討.....	39
(4) 規模設定・利用イメージ等.....	39
3 体育館	40
(1) 現況施設の課題・ニーズ.....	40
(2) 施設の利用状況.....	40
(3) 本事業で導入する機能・規模の検討.....	40
(4) 規模設定・利用イメージ等.....	41
4 導入機能・規模のまとめ.....	42
(1) 公民館・図書館（併設）.....	42
(2) 体育館.....	42
第4章 土地利用及び施設計画	43
1 土地利用の検討	43
(1) 公民館・図書館（併設）.....	43
(2) 体育館.....	45
2 施設計画.....	46
(1) 公民館・図書館（併設）.....	46
(2) 体育館.....	49
第5章 今後の進め方	51
1 事業手法の考え方	51
(1) 町の財政縮減効果（VFM）の最大化が図れる事業スキームの構築.....	51
(2) 「公共サービス」の向上を図る事業スキーム	51
(3) 新たな機能の導入による地域活性化への寄与	51
2 今後のスケジュール	51

第1章 前提条件の整理

1 計画策定の目的

平泉町は、社会教育施設を平泉町における人づくり・まちづくりにとって非常に重要な施設として位置づけています。町は、平成29年1月に「平泉町社会教育施設整備計画検討委員会」を設置、同年3月に「社会教育施設の整備方針」を策定し、その整備について検討を進めています。

同方針では、老朽化の進行する公民館及び図書館、平成22年に解体された平泉体育館を、整備の優先順位が高い施設としています。これらを対象とし、「新たな地域づくりの拠点」としての機能を有する施設の整備事業（以下、「本事業」という。）について検討しています。また、事業実施にあたっては、民間活力導入による公共サービスの向上と財政負担の軽減を目指しています。

本計画は、本事業で整備する施設（以下、「本施設」という。）におけるコンセプト、導入機能や規模、施設計画、事業手法などの基本的な考え方を整理し、今後の施設整備に向けた骨格を『基本構想・基本計画』として策定するものです。

2 対象地の概要

本事業の対象施設の立地、及び建設候補地を以下に示します。現在、公民館・図書館は分散立地していますが、本事業による整備により、併設とする予定です。公民館・図書館（併設）の建設候補地は、「社会教育施設の整備方針」に示すとおり、町役場付近とします。体育館の建設場所については、町内全域から候補地を検討します。



地図出典: Open Street Map

図 1-1 対象施設の立地

3 既存施設の概要

本事業の対象となる既存施設である平泉町公民館及び平泉町立図書館の概要を以下に示します。

(1) 平泉町公民館の概要

対象施設	平泉町公民館（本館）	平泉町公民館（陶芸室）
施設外観		
施設所在地	平泉町平泉字花立 9-5	平泉町平泉字花立 9-5
敷地保有	町有地	町有地
建築年月	昭和 41 年 11 月（築 51 年）	平成 22 年 8 月（築 7 年）
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上 2 階	鉄骨造平屋建て（プレハブ）、地上 1 階
敷地面積	8,343.18 m ²	※本館の敷地内（8,343.18 m ² ）に立地
延床面積	504.63 m ²	24.91 m ²
施設構成	調理実習室	57.20 m ²
	IT 室	50.28 m ²
	事務室	45.52 m ²
	印刷室	14.00 m ²
	湯沸室	6.38 m ²
	ホール	32.10 m ²
	暖房用具入れ	2.59 m ²
	男女便所	25.24 m ²
	学級室（1, 2）	57.20 m ²
	和室（床の間、押し入れ）	52.76 m ²
	物品保管庫	27.20 m ²
開館時間	9:00～21:00	9:00～21:00
利用料金	有料	有料

(2) 平泉町立図書館の概要

対象施設	平泉町立図書館
施設外観	
施設所在地	平泉町平泉字志羅山 11-4
敷地保有	町有地
建築年月	昭和 44 年（築 48 年）※平成 8 年に大規模改修実施
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上 1 階
敷地面積	685.66 m ²
延床面積	314.94 m ²
施設構成	図書室
開館時間	平日：9:00～19:00、土・日：9:00～17:00
利用料金	無料
蔵書冊数	一般：19,087 冊、児童：8,978 冊、合計：28,065 冊 (平成 29 年 3 月時点)

4 対象地周辺の現況

(1) 交通の動向

① 自動車交通

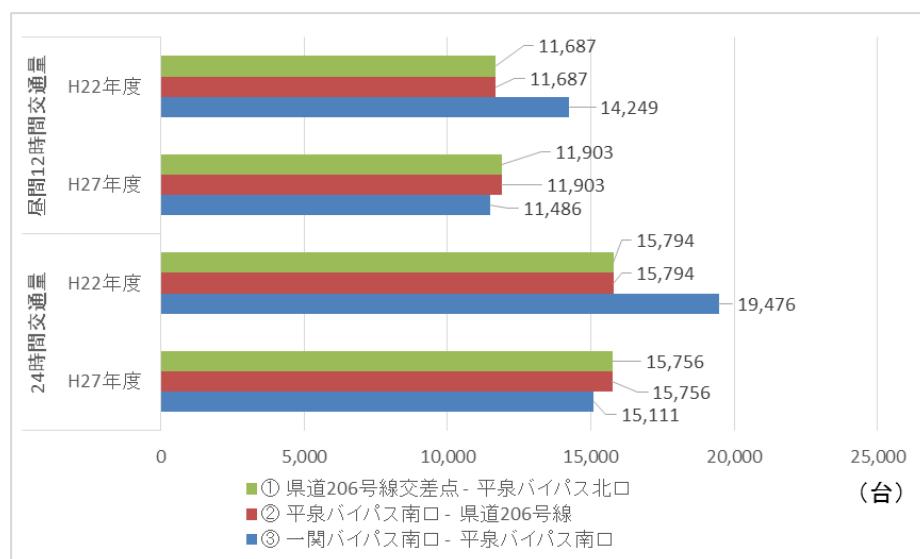
平泉町を通過する主要道路(国道4号)における自動車の交通動向を以下に示します。

- ・国道4号の交通量において、平泉バイパス南北間(区間①、②)には、平成22年度～27年度の間で大きな変化はない。
- ・平成27年度における一関バイパス北口・平泉バイパス南口間(区間③)の交通量は、平成22年度と比べて減少している。



地図出典：Open Street Map

図 1-2 平泉町における主要道路の交通量調査の範囲



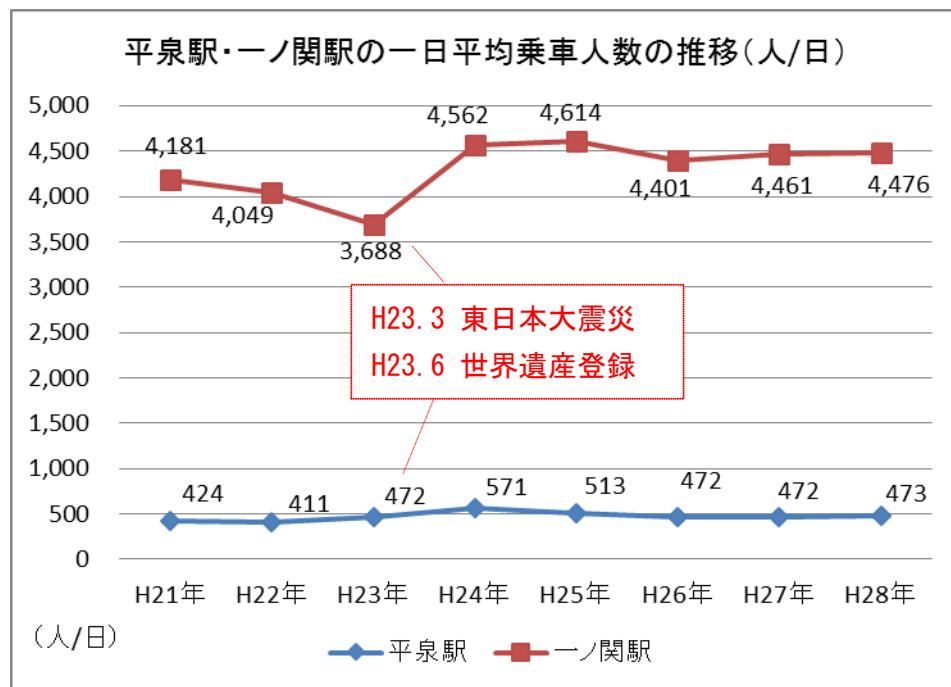
出典：国土交通省平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査

図 1-3 平泉町における主要道路の交通量の推移

② 鉄道の利用状況

JR 東北本線平泉駅及び近隣の JR 一ノ関駅の一日平均乗車人数の推移を以下に示します。なお、平泉駅・一ノ関駅間の電車の運行間隔は 1 時間に 1 本程度、所要時間は約 7 分です。

- 平泉駅及び一ノ関駅の 1 日平均乗車人数は、2011 年（平成 23 年）の世界遺産登録後に増加しているが、その後はほぼ変化がない。
- 一ノ関駅の 1 日平均乗車人数は、近年微増傾向にある。



出典：JR 東日本ホームページ

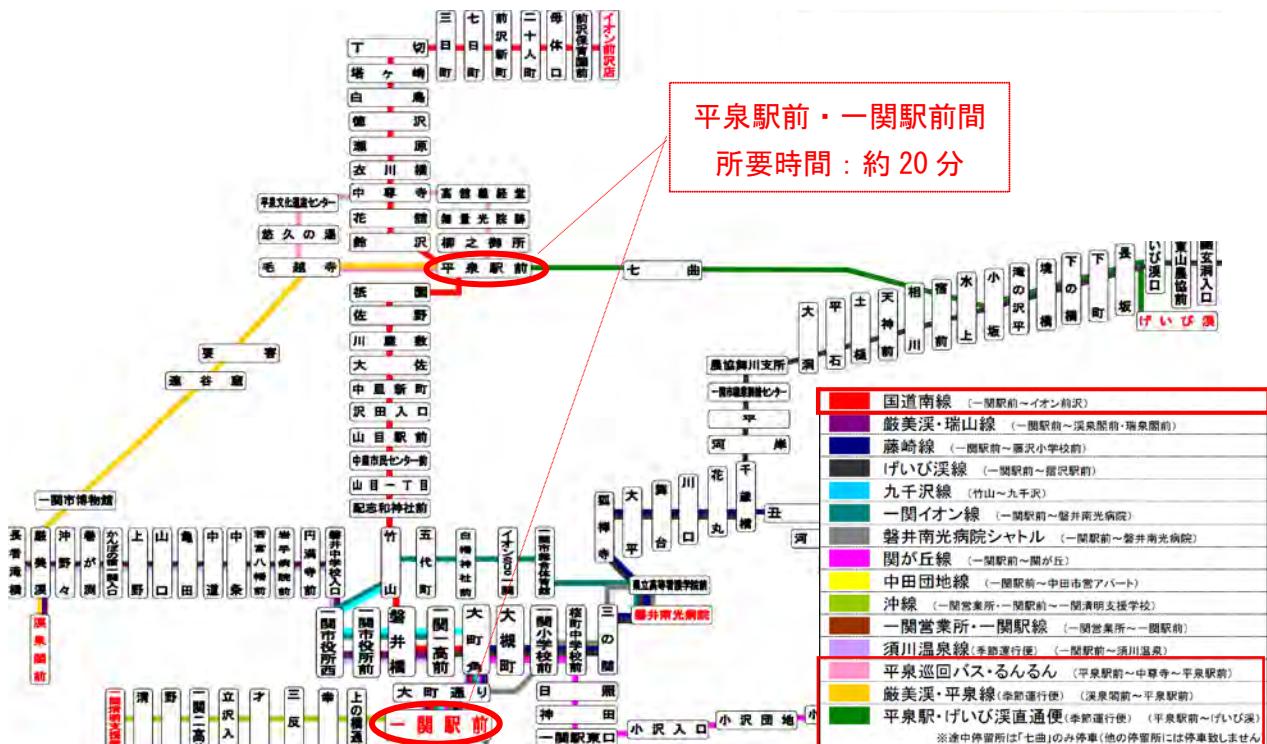
図 1-4 平泉駅及び一ノ関駅における一日平均乗車人数の推移

③ バス

『路線バス』

平泉町には、以下の岩手県交通株式会社の路線バス 3 路線が運行しています。なお、一関駅前～平泉駅前は、約 20 分間で運行します。

- ・国道南線（一関駅前～イオン前沢）：1 時間に 1～2 本
- ・巣美渓・平泉線（渓泉閣前～平泉駅前、季節運行便）：1 時間に 1 本
- ・平泉駅・げいび渓直通便（平泉駅前～げいび渓、季節運行便）：2 時間に 1 本



出典：岩手県交通ホームページ

図 1-5 平泉町を運行する路線バス（岩手県交通株式会社）

『平泉町巡回バス・るんるん』

平泉町の主要な観光地を巡る巡回バス「るんるん」の概要を、以下に示します。

運行会社	岩手県交通株式会社
運賃	大人：150 円、子供：80 円、一日フリー券：400 円
運行間隔	春季～秋季：平日 30 分、土日祝日：15 分間隔 秋季～冬季：30 分間隔
運休	年末年始
所要時間	一周約 20 分
停留所	①平泉駅前→②毛越寺→③悠久の湯→④平泉文化遺産センター→ ⑤中尊寺→⑥高館義経堂→⑦無量光院跡→⑧道の駅平泉→⑨平泉駅前

出典：岩手県交通ホームページ



出典：ひらいづみナビ（観光パンフレット）

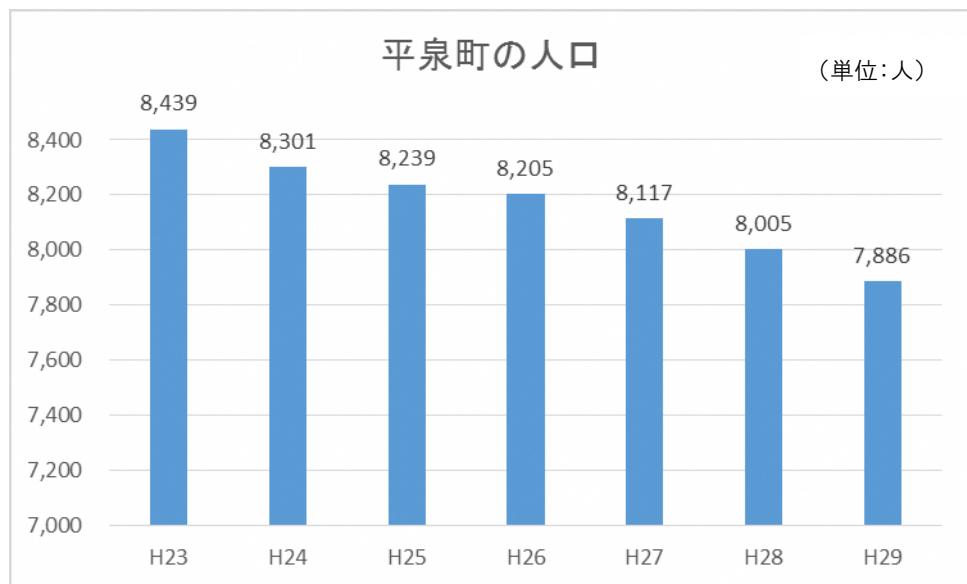
図 1-6 平泉町巡回バス・るんるんのルート

(2) 人口の動向

① 人口推移

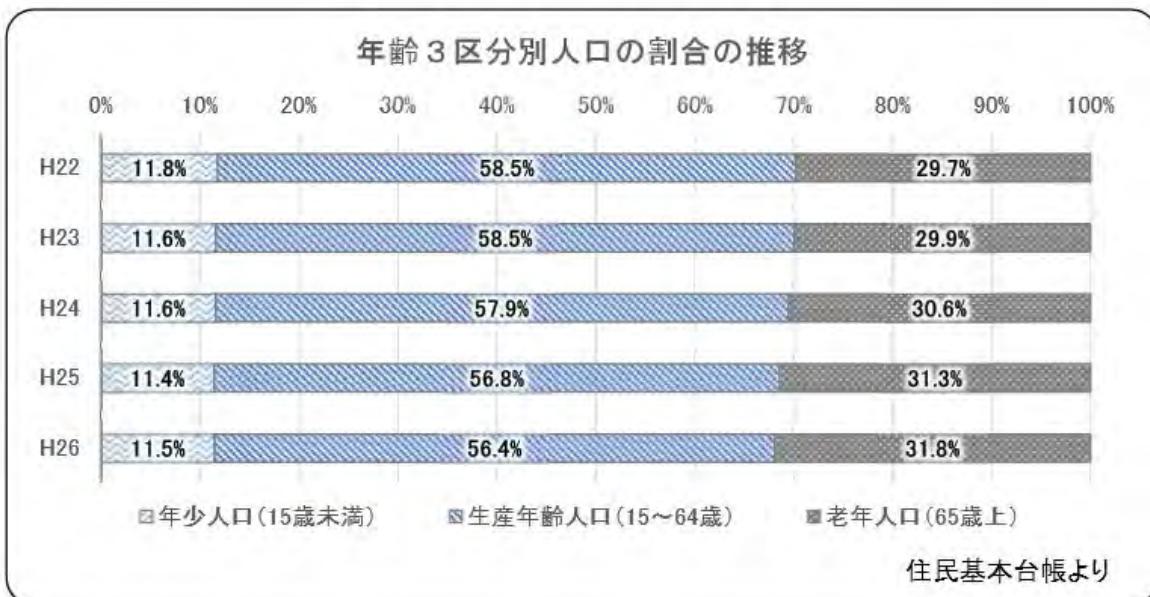
平泉町における人口の推移は、以下のとおりです。

- 人口は 7,886 人（※平成 29 年 1 月 1 日時点）であり、近年は一貫して減少傾向にある。
- 少子高齢化が進行している。



出典：岩手県住民基本台帳年報より作成

図 1-7 近年の総人口推移



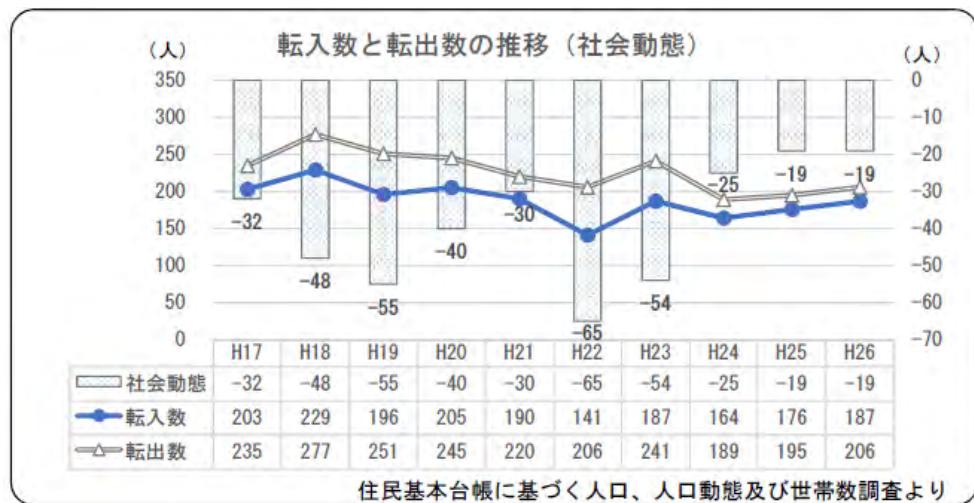
出典：平泉町人口ビジョン（平成 28 年）

図 1-8 年齢 3 区分別人口の割合の推移

② 社会動態

平泉町における人口の社会動態は、以下のとおりです。

- ・転出数が転入数を上回る転出超過傾向が一貫して続いているが、近年では転出数の減少により、減少傾向が緩和されつつある。
- ・岩手県内、宮城県、東京圏間での転入出が多く、市区町村別では東京 23 区や一関市で転入超過の傾向にある。



出典：平泉町人口ビジョン（平成 28 年）

図 1-9 転入数・転出数の推移

表 1-1 転入先・転出先の状況（平成 22 年度）
(単位：人)

	転入前都道府県	転出先都道府県	差
宮城県	54	77	▲ 23
東京圏	76	99	▲ 23
埼玉県	10	18	▲ 8
千葉県	10	20	▲ 10
東京都	43	37	6
神奈川県	13	24	▲ 11
岩手県	433	449	▲ 16

	転入前市区町村	転出先市区町村	差
仙台市	28	46	▲ 18
青葉区	10	25	▲ 15
宮城野区	4	7	▲ 3
若林区	4	6	▲ 2
太白区	7	5	2
泉区	3	3	0
栗原市	8	11	▲ 3
東京 23 区	24	21	3
横浜市	3	10	▲ 7
奥州市	89	134	▲ 45
盛岡市	21	57	▲ 36
北上市	8	22	▲ 14
一関市	252	176	76
金ヶ崎町	6	10	▲ 4

出典：平泉町人口ビジョン（平成 28 年）

(3) 観光

① 平泉町の文化遺産

平泉町には、平安時代後期の奥州藤原氏の文化遺産が数多く残り、平成23年には、「平泉・仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」が世界遺産に登録されました。平泉の世界遺産の構成資産とその位置は、以下のとおりです。

表 1-2 平泉の世界遺産の構成資産

中尊寺（特別史跡指定地の一部）	
金色堂（国宝）	
金色堂覆堂（重要文化財）	
経蔵（重要文化財）	
大池伽藍跡（特別史跡）	
毛越寺（特別史跡指定地の一部）	
庭園（特別史跡・特別名勝）	
常行堂（史跡の構成要素）	
観自在王院跡（特別史跡・名勝）	
無量光院跡（特別史跡指定地の一部）	
金鶴山（史跡指定地全域）	



中尊寺金色堂



毛越寺 浄土庭園

出典：平泉町世界遺産推進室ホームページ

写真出典：中尊寺・毛越寺ホームページ



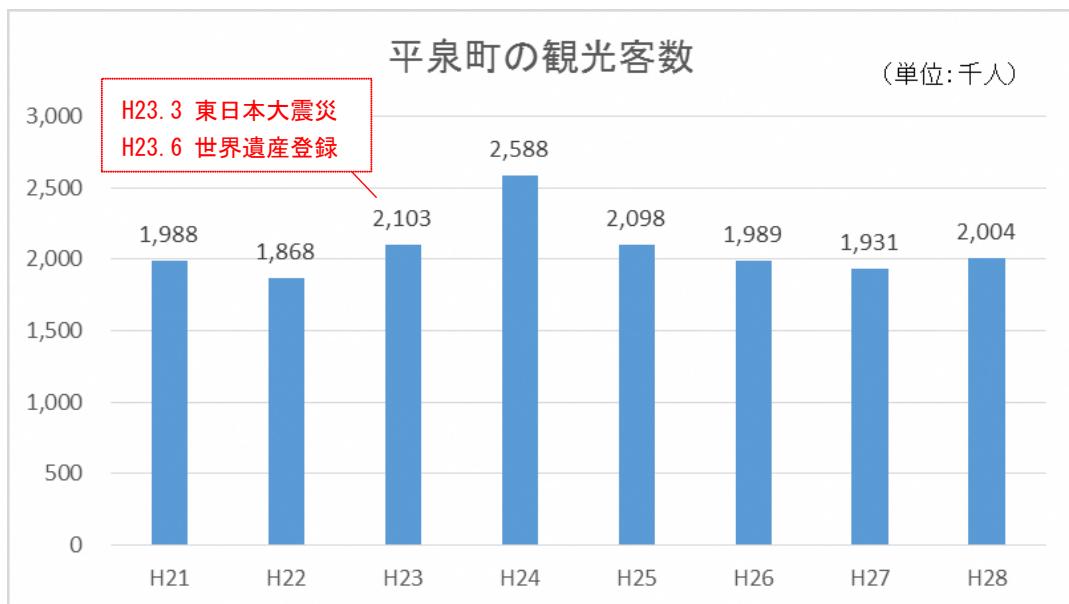
地図出典：岩手県ホームページ

図 1-10 平泉の世界遺産構成資産マップ

② 観光客数の推移

平泉町における観光客数の推移は、以下のとおりです。

- ・観光客数は年間 200 万人程度で推移している。
- ・世界遺産登録後の平成 23 年→24 年の間に観光客数は増加したが、その後は増減を繰り返している。



出典：平成21～28年度版 岩手県観光統計概要より作成

図 1-11 平泉町の観光客数の推移

③ 観光関連施設

平泉町における観光関連施設（公共施設）の概要を、以下に整理します。

- ・観光に関する情報発信を行う施設として、平泉文化遺産センター、宿泊交流体験施設「浄土の館」、道の駅平泉、柳之御所資料館、平泉町観光案内所がある。
- ・平泉の観光関連施設では、平泉の観光・宿泊情報の提供のほか、平泉に関する資料閲覧ができるレンタルサービスや、旅行者と地元住民の交流体験を実施している。



平泉文化遺産センター



宿泊交流体験施設「浄土の館」



観光案内所

5 関連する上位計画

(1) 新平泉町総合計画

町は、平成 23 年 6 月に「平泉の文化遺産」が世界遺産登録されたことから、「世界遺産を基軸としたまちづくり」を重点施策として位置づけ、平成 32 年を展望したまちづくりの基本方針を示す「新平泉町総合計画」を策定しました。本計画の概要と本事業に係る内容は、以下のとおりです。

- 「地域コミュニティ活動の支援」を行うこと、「町民の地域活動等への参加を促す」ことが示されている。
- 「地域が自主的に活動するための拠点施設の整備充実」の必要性が示されている。
- 公民館については、幅広い年代層に対応する講座の提供や IT を利用する講座等の開設等による、生涯学習環境の充実が目標とされている。
- 図書館については、多様な利用者ニーズに応えるための、多角的なサービス（読み聞かせ会やレファレンスサービス）の充実が目標とされている。
- 体育館については、現況の 10%の利用者数増加や生涯スポーツ推進体制の充実が目標とされている。

策定年月	平成 23 年 11 月
計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度
本事業に 関連する事項	<p>基本方針等</p> <p>■戦略「町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立」</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>地域コミュニティ活動の支援</u>とともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や各種講座・研修会への参加支援を行う。・ コミュニティの重要性や活動状況を広報・啓発し、<u>地域活動等への参加を促す</u>。・ <u>地域が自主的に活動するための拠点施設の整備充実が必要</u>であることから、地区公民館の増改築、修繕等を支援する。 <p>■戦略「やすらぎと文化のまちづくりの推進とその特色を活かした交流のまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、町の歴史や文化、風土に根付いた伝統文化や芸術を後世に伝えていくため、各種芸術文化団体の育成・支援や指導者・ボランティアの育成・確保を行う。・ すべての町民が生涯にわたって、いきいきとライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境の一層の充実を図るため、町立体育館の建設検討を進めるとともに、既存の社会体育施設の有効活用等に取り組む。 <p>■基本目標「みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本方針：生涯を通じ、自己実現に向け自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう町民の意欲的な学習活動を支援するとともに、各世代の住民が連携しながら、地域コミュニティを活用した生涯学習環境づくりを進める。

■生涯スポーツの振興

- すべての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行えるよう、町民ニーズの把握に努め、身近なところからのスポーツ活動への取組を啓発するとともに、既存施設の有効活用を図り、誰もが参加できるスポーツ活動の場と機会の提供の充実を図る。

各施設の目標

・公民館

いつでも、誰でも、意欲的に体系的な学習ができるよう、町民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年代層に対応する講座を提供するとともに、特に生活に関連した生涯学習講座や IT を利用する講座等を開設し、生涯学習環境の充実に努める。

・図書館

各年代における生涯学習拠点として、町民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えられるよう、資料の充実、提供と併せ、利用者の求めに応じた多角的な図書館サービス（読み聞かせ会やレファレンスサービス）の充実を図る。

・体育館

社会体育施設利用者数においては現況の約 10%増を目指す。町体育協会、スポーツ少年団など体育団体への補助、育成支援や、スポーツ推進員の活用により、生涯スポーツ推進体制の充実を図る。

(2) 平泉町総合戦略

町は、平成 28 年に、「町における人口減少・少子高齢化に対応し、まちの創生を通じて、将来にわたり活力ある持続可能な地域社会の維持を図る」ことを目的として、平泉町総合戦略を策定しました。本戦略の概要と本事業に係る内容は、以下のとおりです。

- 基本的な方向性として、地域活動の促進や、世界遺産を活かしたまちづくりを進めることとしている。
- 具体的施策として、「地域コミュニティ活動支援」や「コミュニティ活動の拠点となる各行政区公民館等の整備」、「地域学習（平泉学）の推進」が示されている。

策定年月	平成 28 年 3 月
計画期間	平成 27 年度～平成 31 年度
基本目標	<ul style="list-style-type: none">①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる②安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する③安定した雇用を創出する④新しいひとの流れをつくる⑤世界遺産を活かしたまちづくりを推進する
本事業に 関連する事 項	<p>■安心なくらしを守るとともに地域と地域を連携する 基本的方向「地域のつながりを維持する」</p> <p>具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町民参加、コミュニティ活動支援の推進 地域コミュニティ組織やコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域住民が地域の特性を活かし、自主的・主体的に展開する地域コミュニティ活動支援の充実を図る。・ 町民団体、ボランティア活動及び NPO の充実支援 町民団体、ボランティア団体及び NPO 等の様々な自主的な活動に対する支援に努める。また、新たな町民団体やボランティア団体等の育成に努めるとともに、町民団体、ボランティア団体等の交流を促進し、ボランティア情報の共有化に努める。・ コミュニティ施設の整備充実 コミュニティ活動の拠点となる各行政区公民館等の整備を支援する。 <p>■世界遺産を活かしたまちづくりを推進する 基本的方向「浄土思想のまちづくりの推進」</p> <p>具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 伝統文化の保存と継承 地域に伝わる歴史や伝統文化、史跡建造物、伝承芸能などを次代に継承していくため、子どもからお年寄りまで世代間交流を図りながら一緒に学ぶ地域学習（平泉学）を推進する。

(3) 平泉町公共施設等総合管理計画

町は、平成29年に、「公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこと」を目的として、公共施設等総合管理計画を策定しました。本計画の概要と本事業に係る内容は、以下のとおりです。

- 地域コミュニティの維持や、住民の生活利便性を確保することを意識し、公共施設の適切な規模の検討を行うことが示されている。
- 図書館について、建物の耐震化や適切な維持、管理を行うとともに、町民ニーズも踏まえた運営を検討することとされている。
- 公民館について、地区の住民のコミュニティ活性化に資する施設として、他施設との複合化を検討することが示されている。

策定年月	平成29年3月
計画期間	平成28年度～平成57年度（30年間）
本事業に 関連する事 項	<p>■公共施設等の管理に関する基本的な考え方 統廃合や廃止の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none">・将来の人口の推移、財政状況を勘案し、公共施設の適切な規模を検討する。・公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量を見直し、機能の重複を解消する。その際は、公共施設の多機能集約化など、地域コミュニティの維持や、住民の生活利便性を確保することも意識して検討を行う。 <p>■施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 社会教育系施設</p> <ul style="list-style-type: none">・図書館については、建物の耐震化や適切な維持、管理を行うとともに、町民ニーズも踏まえた運営を検討する。・文化遺産センターは、多くの観光客が訪れるように展示内容や運営方法の工夫を行うとともに、町民も積極的に利用できるような施設のあり方を検討する。 <p>市民文化系施設</p> <ul style="list-style-type: none">・地区の住民のコミュニティ活性化に資する施設として、積極的に活用できるよう、適切な維持、管理が求められる。・建物の更新の際には、利用者数や活用内容を踏まえ、教育施設などの他の施設との複合化なども含めて、公民館のあり方を検討する必要がある。

(4) 平泉町都市計画マスタープラン

「平泉町都市計画マスタープラン」は、「平泉町総合計画」に位置づけられた町の将来像“やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり”の実現に向け、町民とともにまちのあるべき姿を考え、都市や地域の特性、歴史的環境を活かした個性豊かなまちづくりを実現する長期的なまちづくり（都市計画）の指針となることを目的としています。

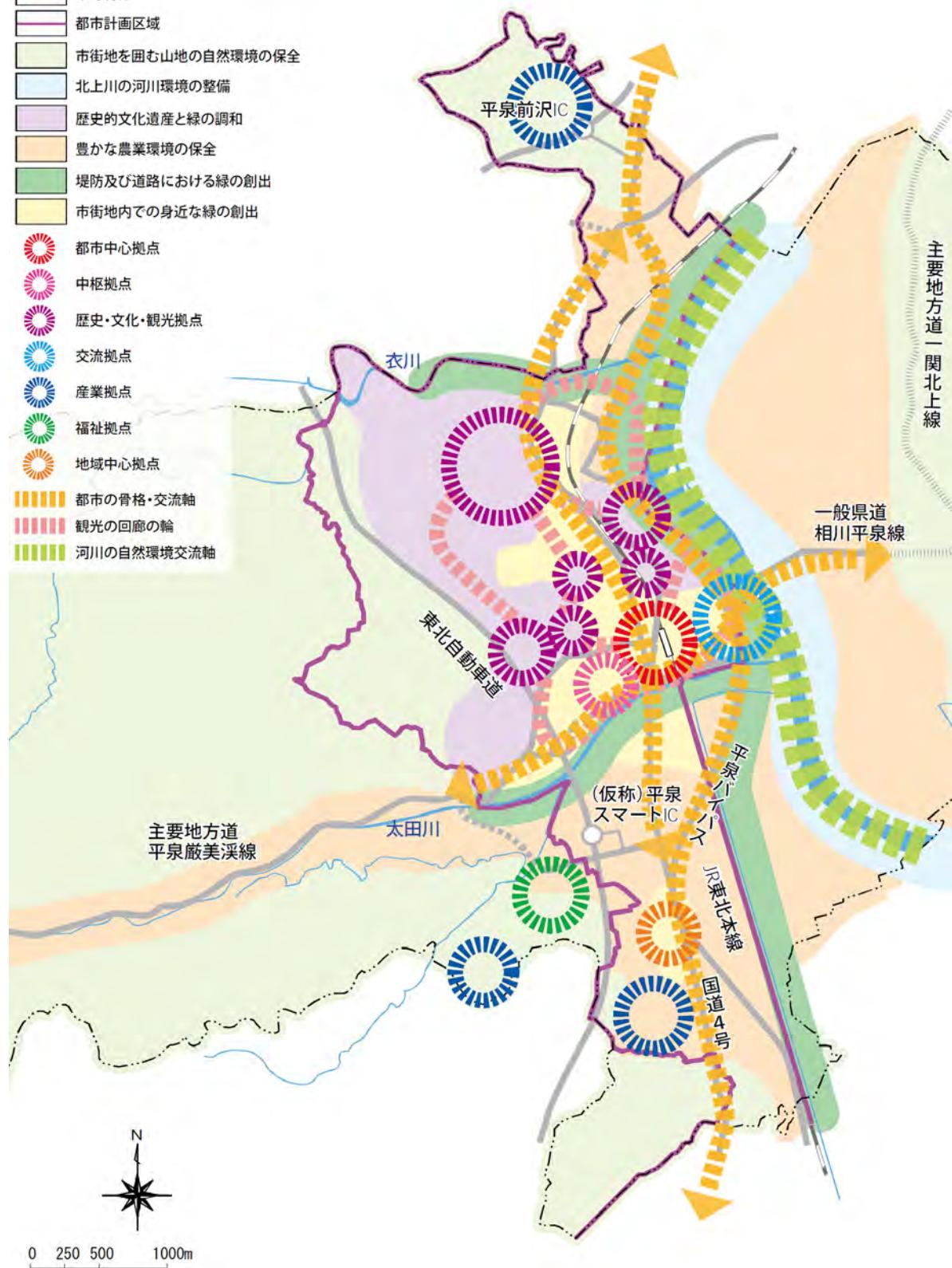
平泉町都市計画マスタープランにおける本事業に関連する主な事項は、以下のとおりです。

- 都市の将来目標として、「新たなコミュニティ、文化、産業等が育まれるような交流の場となる都市の拠点を配置する」ことが示されている。
- 平泉町役場、保健センター、町立図書館を中心としたゾーンは、町の中枢拠点として位置づけられ、行政・文化・福祉施設などの機能の充実を図ることとされている。

策定年月	平成 24 年 7 月
目標年次	平成 32 年度
都市づくりの 基本目標	<p>① みんなが参加するまちづくり ② 歴史と文化による都市再生と景観に配慮したまちづくり ③ 自然環境の保全と調和のとれたまちづくり ④ 安全で豊かな生活が実感できるまちづくり ⑤ 活力があり、いつまでも住み続けられるまちづくり</p>
本事業 関連する事項	<p>■都市の将来目標「拠点と連携軸の配置」 将来に向けて本町の活力ある都市生活を展開し、様々な人々のふれあいの中から、新たなコミュニティ、文化、産業等が育まれるような交流の場となる都市の拠点を配置し、各拠点間の機能が連携し、より活性化が図れるよう連携軸によるネットワーク化を図る。</p> <p>■中枢拠点の方向性 平泉町役場、保健センター、町立図書館を中心としたゾーンを本町の中枢拠点と位置づけ、行政・文化・福祉施設などの機能の充実を図る。</p> <p>■中心市街地のまちづくり方針 【目指すべきイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none">● 世界遺産登録を契機とした「庭園都市」づくり● 町民にとって安全・安心・快適に暮らせるまち● 観光客にとって安全・安心・快適に巡るまち <p>■景観形成の基本方針 世界遺産登録を契機に本町ならではの優れた景観資源を保全し、イメージアップを図り、景観形成を阻害する要因を改善し、観光地としての魅力を向上させるとともに、町民にとって地域に誇りと愛着を育むまちづくりを目指す。</p>

凡 例

- 市町村界
- 都市計画区域
- 市街地を囲む山地の自然環境の保全
- 北上川の河川環境の整備
- 歴史的文化遺産と緑の調和
- 豊かな農業環境の保全
- 堤防及び道路における緑の創出
- 市街地内での身近な緑の創出
- 都市中心拠点
- 中枢拠点
- 歴史・文化・観光拠点
- 交流拠点
- 産業拠点
- 福祉拠点
- 地域中心拠点
- 都市の骨格・交流軸
- 観光の回廊の輪
- 河川の自然環境交流軸



出典：平泉町都市計画マスタープラン

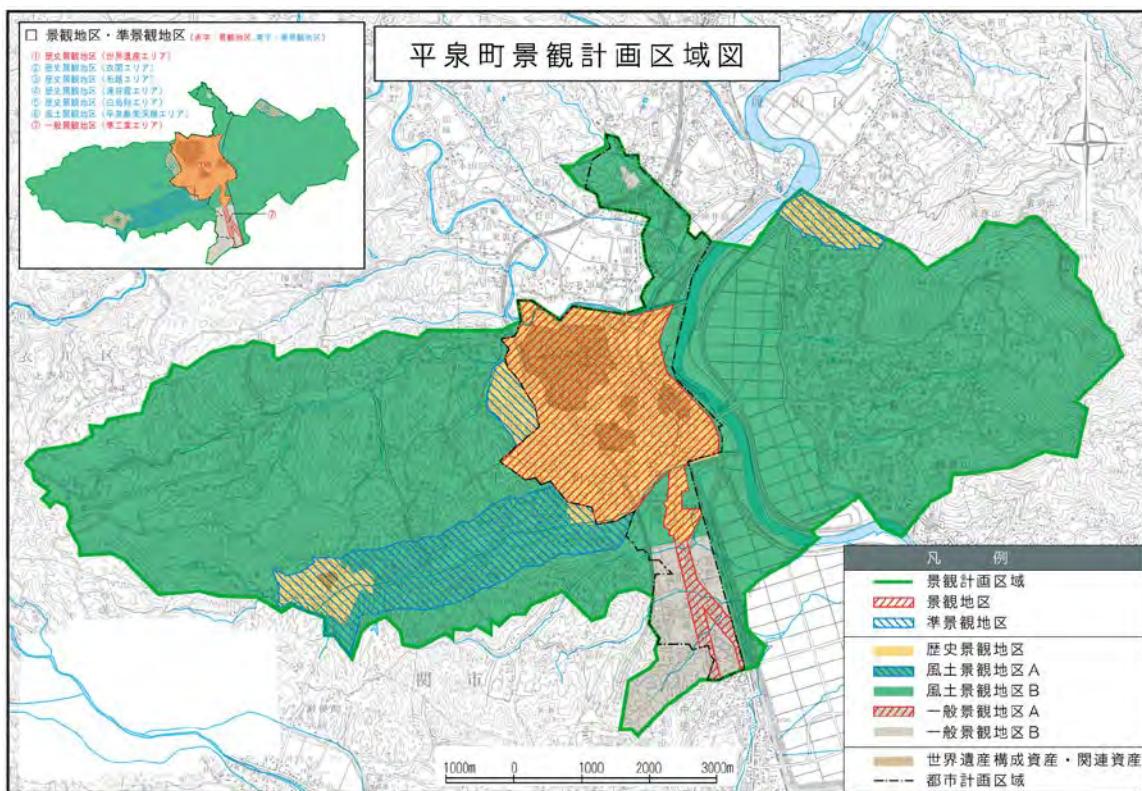
図 1-12 将來の都市（まち）の構造

(5) 平泉町景観計画（改定版）

町は、平成 20 年度に、景観法に基づいた町全域を対象とした総合的な景観マスタープランである平泉町景観計画を策定し、平成 27 年度に改定しました。以下に、景観計画の主な事項を示します。

- 平泉町は、町内全域が景観法に基づく景観計画区域となっている。
- 目指すべき景観像のまとまりごとに景観計画区域内を地区に区分し、それぞれ景観の特性に応じた規制誘導を設定している。

改定年月	平成 27 年 4 月																														
計画期間	今後 20 年程度の考え方を示している																														
計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・平泉の文化的景観を将来の世代に保存継承すること ・景観まちづくりの方向性と支援方策の確立 ・世界遺産にふさわしい景観の形成 																														
基本目標	平泉の文化的景観を守り育てる																														
本事業に 関連する事項	<p>■景観形成基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史的資産とその周辺の様相を保全する ②文化的景観に調和する建物のたたずまいを守り育てる ③文化的景観の眺めを保全する ④文化的景観に調和する質の高いデザインの公共施設整備を導く ⑤景観阻害要素を排除・改善し、協議等によって景観向上を図る <p>■歴史的資産とその周辺の様相の保全のための地区区別規制誘導</p> <p>景観形成基本方針①について、目指すべき景観像のまとまりごとに地区区分を設け、建築物や工作物の規制誘導を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>歴史景観地区</th> <th>風土景観地区 (A、B)</th> <th>一般景観地区 (A、B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>範囲</td> <td>資産及び関連資産に 近接する地区</td> <td>平泉の文化的景観を成す 自然環境とその周辺</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で用途地域が 準工業地域とされている 地区とその周辺 ・北側の工業的用途として 使われている地区 </td> </tr> <tr> <td>目指すべき景観像</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・この地区では、周囲に位置する歴史的な資産との景観的調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を心がける。 ・特に建築物の形態意匠が地区の景観形成に大きな影響を与える地区であり、和風のデザインとする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観と調和した建物等のたたずまいが求められ、建築は和風のデザインとする。特に重要な A 地区ではより厳格にそれが求められる。 ・特に農村地帯では、農家住宅の伝統的様式や屋敷林を含めた屋敷構えが重要な景観要素となっている。 ・また、農地で住宅化や工場の進出が進みつつあるが、美しい農地景観を雑然とさせ、地域全体の魅力を損なうことにならないように、開発の適正誘導が必要となる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、人通りのある通りからは文化的景観と調和した印象を与えるようにするため、建物の規模・高さへの配慮、色彩への配慮、植栽等による修景が求められる。 ・また、屋外広告物が乱立しやすい地区でもあるため、条例に基づく規制誘導が重要である。 </td> </tr> <tr> <td>手続 き 上の 差 異</td> <td>認定 景観 地 区</td> <td>世界遺産エリア</td> <td></td> <td>準工業エリア（＝一般景 観地区 A）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>準景観 地 区</td> <td>衣闌エリア 毛越エリア 達谷窟エリア 白鳥館エリア</td> <td>平泉巣美渓線エリア（＝ 風土景観地区 A）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>届出</td> <td>その他 の地区</td> <td>風土景観地区 B</td> <td>一般景観地区 B</td> </tr> </tbody> </table>				地区名	歴史景観地区	風土景観地区 (A、B)	一般景観地区 (A、B)	範囲	資産及び関連資産に 近接する地区	平泉の文化的景観を成す 自然環境とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で用途地域が 準工業地域とされている 地区とその周辺 ・北側の工業的用途として 使われている地区 	目指すべき景観像	<ul style="list-style-type: none"> ・この地区では、周囲に位置する歴史的な資産との景観的調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を心がける。 ・特に建築物の形態意匠が地区の景観形成に大きな影響を与える地区であり、和風のデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観と調和した建物等のたたずまいが求められ、建築は和風のデザインとする。特に重要な A 地区ではより厳格にそれが求められる。 ・特に農村地帯では、農家住宅の伝統的様式や屋敷林を含めた屋敷構えが重要な景観要素となっている。 ・また、農地で住宅化や工場の進出が進みつつあるが、美しい農地景観を雑然とさせ、地域全体の魅力を損なうことにならないように、開発の適正誘導が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、人通りのある通りからは文化的景観と調和した印象を与えるようにするため、建物の規模・高さへの配慮、色彩への配慮、植栽等による修景が求められる。 ・また、屋外広告物が乱立しやすい地区でもあるため、条例に基づく規制誘導が重要である。 	手続 き 上の 差 異	認定 景観 地 区	世界遺産エリア		準工業エリア（＝一般景 観地区 A）		準景観 地 区	衣闌エリア 毛越エリア 達谷窟エリア 白鳥館エリア	平泉巣美渓線エリア（＝ 風土景観地区 A）			届出	その他 の地区	風土景観地区 B	一般景観地区 B
地区名	歴史景観地区	風土景観地区 (A、B)	一般景観地区 (A、B)																												
範囲	資産及び関連資産に 近接する地区	平泉の文化的景観を成す 自然環境とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で用途地域が 準工業地域とされている 地区とその周辺 ・北側の工業的用途として 使われている地区 																												
目指すべき景観像	<ul style="list-style-type: none"> ・この地区では、周囲に位置する歴史的な資産との景観的調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を心がける。 ・特に建築物の形態意匠が地区の景観形成に大きな影響を与える地区であり、和風のデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観と調和した建物等のたたずまいが求められ、建築は和風のデザインとする。特に重要な A 地区ではより厳格にそれが求められる。 ・特に農村地帯では、農家住宅の伝統的様式や屋敷林を含めた屋敷構えが重要な景観要素となっている。 ・また、農地で住宅化や工場の進出が進みつつあるが、美しい農地景観を雑然とさせ、地域全体の魅力を損なうことにならないように、開発の適正誘導が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、人通りのある通りからは文化的景観と調和した印象を与えるようにするため、建物の規模・高さへの配慮、色彩への配慮、植栽等による修景が求められる。 ・また、屋外広告物が乱立しやすい地区でもあるため、条例に基づく規制誘導が重要である。 																												
手続 き 上の 差 異	認定 景観 地 区	世界遺産エリア		準工業エリア（＝一般景 観地区 A）																											
	準景観 地 区	衣闌エリア 毛越エリア 達谷窟エリア 白鳥館エリア	平泉巣美渓線エリア（＝ 風土景観地区 A）																												
	届出	その他 の地区	風土景観地区 B	一般景観地区 B																											



出典：平泉町景観計画（改定版）

図 1-13 平泉町景観計画区域図

(6) 平泉町防災マップ

町は、防災対策のため、土砂災害危険箇所や避難場所、防災情報を掲載した「平泉町防災マップ」を平成29年度に発行しました。主な内容は、以下のとおりです。

- 平泉町役場付近を含む中心市街地は、大部分が洪水災害浸水想定区域となっている。
- 平泉中学校や平泉小学校は、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所として位置づけられている。

発行年月	平成29年12月
本事業に 関連する事 項	<p>■洪水被害 平泉町の中心市街地は、大部分が洪水災害浸水想定区域となっている。平泉町役場付近は0.5m～3.0m未満、平泉中学校付近では5.0m以上の浸水想定区域となっている。</p> <p>■土砂災害 平泉町役場周辺及び平泉中学校周辺は、いずれも土砂災害の警戒区域には指定されていない。</p> <p>■避難場所・避難所 平泉中学校・平泉小学校は、「平泉町指定緊急避難場所」及び「平泉町指定避難所」に指定されている。</p>



出典：平泉町防災マップ

図 1-14 平泉町防災マップ（中心市街地）

6 町民意向等

(1) 社会教育施設のあり方に関する懇談会

町は、社会教育施設のあり方に関して町内の各団体に広く意見を求めるため、平成28年度に3回にわたって「社会教育施設のあり方に関する懇談会」を開催しました。懇談会の概要及び懇談会にて提示された意見は、以下のとおりです。

- ・体育館の規模・機能について、大きな大会等にも対応できる規模やジム機能の整備が望まれている。
- ・体育館の利用に関し、「分割して利用可能」、「幅の広い世代が気軽に利用できる」、「常に利用されている」ことが望ましいとの意見がある。
- ・公民館については、多様な活動ニーズに合ったスペースの設置とバリアフリーへの対応、よりよい立地が望まれている。
- ・図書館については、閉ざされた学習スペースの設置（学生が勉強に集中できる環境の整備）やカフェ等の設置が望まれている。
- ・公民館・図書館は、併設（近接）させるべきとの意見がある。

出席者	商工会、観光協会、体育協会、PTAなど町内団体の代表 計18名
施設別の主な意見	<p>体育館</p> <ul style="list-style-type: none">・ジム機能を有する施設がほしい・体育館・文化ホール機能が兼用できるような施設がほしい／避難施設の機能を設けてほしい・暖房設備がほしい・プロの人たちを呼んでの試合や観戦、大会の開催ができるくらいの規模が必要・パーテーションで仕切って分割利用できると良い・お年寄りの方も含めて気軽に利用できるような工夫が必要・利用がある時は開館時間を延ばす工夫や、空き時間をつくらない工夫が必要・大会等に備えて規模の大きい駐車場の設置・駐車場施設に隣接するような場所への建設、既存の公共の駐車場の使用も検討すべき
	<p>公民館</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な講座に対応できるスペースがほしい、活動ニーズに合った施設がない・バリアフリーに対応していない・町役場・駅の近くなど、集まりやすい場所にあるとよい・どんな年代であれ使いやすいような施設であるべき・施設使用料を一律にするとより使いやすい・図書館と一緒にあると良い
	<p>図書館</p> <ul style="list-style-type: none">・閉ざされた学習スペース・試験勉強ができる環境（広い机など）がない・蔵書スペースが狭く既存図書を廃棄しないと新刊図書を配架できない、閉架書庫がない・専用の駐車スペースが確保されていない、駐車スペースが足りない・カフェなど若い人が来やすいようなものも必要・コミュニティ形成の場所、居場所としての位置づけが必要、学生の待合室等がほしい・開館時間を延ばしてほしい・公民館と一緒にあると良い
	<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none">・年代層・性別に関係なく利用でき、ふらっと入ることができる「居場所」としての施設・施設を1か所にまとめ、駐車場を広くとれば良いのではないか

（2）平泉町社会教育施設整備計画検討委員会

町は、平成29年度、平泉町社会教育施設整備計画検討委員会を設置し、社会教育施設の整備について協議を行いました。

本検討委員会における主な協議内容（意見）は、以下のとおりです。

- ・図書館については、人が集まるコミュニティの場とすること、また、駐車場の確保の必要性が挙げられている。
- ・文化ホールについては、他の施設が利用可能との指摘があるが、他の施設とは別途、貸出可能な活動スペースとして、図書館・公民館と併設すべきとの意見もある。

出席者		町長、副町長、教育長、各課長 計18名
施設別の主な意見	図書館	<ul style="list-style-type: none">・単に読書だけではなく、人が集まるコミュニティの場所にするのが良い・公民館との併設が良い・駐車場の確保が必要
	公民館・図書館	<ul style="list-style-type: none">・図書館・公民館には、社会教育の観点から小ホール的な活動スペースが必要・文化遺産センターは、<u>平泉の魅力を通年で伝える施設として特化</u>させ、（文化遺産センターのホールとは別に）貸出可能な活動スペースを図書館・公民館につくるのが良い
	その他全体	<ul style="list-style-type: none">・文化ホールの必要性に関しては、<u>文化遺産センター内ふれあいホールとのすみ分け</u>や、他の施設（小学校体育館・柳之御所ガイダンス施設）のホール的な利用可能性についても検討すべき

(3) 地域懇談会（1区～21区）

町は、平成29年5月から7月にかけて、町内の各地区（1区～21区）における「地域懇談会」を開催し、社会教育施設の整備方針について意見聴取を行いました。

地域懇談会における主な意見は、以下のとおりです。

- ・体育館について、「現状で利用調整ができる」と、「若者だけではなく、高齢者が利用しやすいものにすべき」との意見がある。
- ・図書館については、「平泉独自の要素を導入すべき」、「コミュニティの場、憩いの場として充実させるべき」との意見がある。
- ・文化ホールについては、「音楽の公演、講演会等に必要」という意見と、「学校等の利用で間に合っている」という意見が二分している。

開催日	平成29年5月23日～7月31日
施設別の主な意見	<p>体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFIを活用して建設できないか ・体育館は町にもう1つあればより良いが、現状としてお互いに融通しながら利用できているため、優先順位としては（老朽化した施設の整備と比較し）落ちる ・子どもと若者だけではなく、高齢者の利用（軽体操など）も重視すべき
	<p>公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集まりやすい場所に整備すべき ・運営は、町で運営しなければならないと思う
	<p>図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一関市の図書館と同じようなものにはせずに、<u>歴史に特化するなど平泉独自のものが必要</u> ・民間が入って来られるようにしてほしい ・コミュニティの場、あるいは憩いの場（サロン）としての整備が望ましい
	<p>その他全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが減ってきており、人が来ないのであれば文化ホールは必要ない（不足していないと感じる） ・講演会など、学校体育館等では聞きづらいため、文化ホールがあつたらい。芸術の分野で活躍されている町出身者のためにも必要 ・社会教育施設はないよりあった方が良いと思う ・<u>文化ホールについての要望もあるが、単独で作るのは難しい状況なので、図書館・公民館と併設するのが良いのではないか</u> ・地域の財政を考えれば大きいものは必要ないと思うが、平泉は世界遺産や農業遺産の中心地として、<u>イベントが多くあるため、その点も考慮した規模の設定が必要</u>

(4) 社会教育施設整備方針

平泉町社会施設整備検討委員会は、前述した懇談会等における意見集約の結果等を踏まえ、平成29年度に「社会教育施設の整備方針」をまとめました。整備方針に示されている主な事項は、以下のとおりです。

- ・整備の優先順位としては、①公民館・図書館（併設）、②体育館、③文化ホールとなっている。
- ・公民館・図書館は併設し、学習スペース等を共有するなど施設の有効活用を図りつつ、生涯学習や地域コミュニティ形成の拠点として、町民誰もが行きやすい施設として整備する方針が示されている。
- ・体育館は、トレーニングジム等を併設するなど、集客を見込める施設として整備することとしている。
- ・300人を収容できる規模の文化ホールを、公民館・図書館に併設することも検討することが示されている。

表 1-3 社会教育施設の現状と課題

施設	現状と課題
公民館	<ul style="list-style-type: none">・S41年の建築から築51年が経過。・H21には耐震診断を行い、比較的健全な建物と診断されたが、<u>老朽化が著しい</u>。・生涯学習の拠点としての機能が乏しい。 ⇒多様な学習スペースがない。⇒活動ニーズに合った設備等がない。⇒バリアフリーに対応していない。など
図書館	<ul style="list-style-type: none">・S44年の建築から築48年が経過し、<u>老朽化が著しい</u>。・耐震診断が急務（過去に実施していない）。・生涯学習の拠点としての機能が乏しい。 ⇒閉ざされた学習スペースがない。⇒蔵書スペースが狭く、既存図書を廃棄しないと新刊を配架できない。⇒単独の閉架書庫はなく、館内の空きスペースを利用している。・専用の駐車スペースがない。・現在約3万冊の蔵書があるが、辛うじて展示スペース等を確保している状態。・町中心部に位置しており、立地は良い。
体育館	<ul style="list-style-type: none">・H21年、耐震診断を実施。耐震性能が低いため、改修不能との結果が出る。・<u>H22年、耐震診断結果に基づき、町立平泉体育館を解体</u>。・現在は、町立長島体育館と学校体育館を合わせて4施設を利用。・解体以降も、体育館利用団体は増えており、利用制限や利用調整を図りながらしのいでいる状況。・施設数が減ったこと（5→4）、学校開放施設は平日の夜間しか使えないこと等から、町民のスポーツ活動・健康増進活動のニーズに対応できていない。・学校開放施設が文化行事やスポーツ大会等で使用されているため、子どもたちが優先利用できない。

表 1-4 整備の優先順位と各施設の整備方針

優先順位・施設	整備方針
①公民館・図書館（併設）	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が著しく、現状としては代替施設がない状況であることから、優先的に整備する。 <u>教育活動、生涯学習の拠点、地域コミュニティ形成の拠点とし、町民誰もが行きやすい施設として整備する。</u> <u>公民館と図書館を併設し、学習スペース等を共有するなど施設を有効に活用する。</u> <u>住民が会議等で活用できる施設とする。</u> 基本は公民館と図書館とするが、小ホール的なスペース（300席程度）の確保も検討する。
②体育館	<ul style="list-style-type: none"> 依然として不足している現状ではあるが、当面、長島体育館及び学校体育館（計4施設）を利用調整しながら活用していく。 PPP・PFI等民間資金の活用が見込めるなど、財政上も整備可能な条件が整った場合は、早急に整備する。 以前の建設計画（施設規模等）は踏襲せず、ゼロベースから検討する。 <u>トレーニングジム等を併設するなど、集客を見込める施設を検討する。</u>
③文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> 財政計画上から、直近での建設は厳しいため、<u>公民館・図書館、体育館の建設を優先し、今後の課題として検討する。</u> 芸術、文化活動については、当面、これまでどおり平泉小学校体育館及び平泉文化遺産センターふれあいホールを活用する。 <u>将来的には、300人規模までの集会は新公民館・図書館併設のホールで、500人規模までの集会は平泉小学校体育館で、500人を超える集会は新体育館を利用するなど、集客規模に応じて使い分けをしていく。</u>

※PPP（Public Private Partnership、公民連携事業、官民協働事業）とは、行政、民間（企業）、市民（NPO等）などが多種多様な形で連携・協力して、より良い公共サービスを提供していくこと。PFIとは、PPPの具体的手法のひとつであり、民間資金調達を活用するものである。

(5) 総合教育会議（教育委員会の意見集約）

平泉町教育委員会は、「総合教育会議（第1回）」を平成29年7月に開催し、「社会教育施設の整備に向けて」を議題とした協議を行いました。

以下に、本会議における主な協議内容（意見）を示します。

- ・公民館の機能について、講座の充実やアーカイブ（資料の保存・閲覧）機能の付加が望まれている。
- ・図書館の機能について、個人が集中できる学習の場や、歴史に関する図書スペースを設けるべきとの意見がある。
- ・文化ホールの機能については、「他の施設を利用できる（必ずしも新規整備の必要はない）」といった意見がある。

開催日		(第1回) 平成29年7月26日
施設別の主な意見	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の体育館を活用すれば良いのではないか
	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも魅力ある講座を開設してほしい ・バリアフリー対応にすべき ・若者の集まる場所であってほしい ・アーカイブ（※）のような役割を果たしてほしい
	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース的に利用者が集中できない面がある ・学習の場として、個々の机を設置し、仕切りを設けるなどといった配慮がほしい ・歴史図書館設備も考え、そのためのスペースがあつたらよい ・各世代が同時に活用できる場所であるべき
	その他全体	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールは、文化遺産センターや平小体育館を開放すれば良いのではないか ・500人程度の大人数であれば、前沢ふれあいホールの利用も考えられる ・観自在王院跡の活用など、「町全体が文化ホール」とのとらえ方もできる ・単なるホール、いわゆるハコではないものにしたい ・子どもたち、職員が誇りを持てる、多様な活動ができる施設であることが必要 ・利用者が行きやすく、入りやすい所でありたい ・町内中心地の再開発を考えれば、駅から10分以内の場所にあるのが良いのではないか ・運営は直営が望ましいのではないか

※アーカイブとは、重要記録や資料を保存・蓄積・活用し、未来に伝達すること。

7 先行事例

(1) 事例の抽出と特徴

本事業の特徴は、PPP・PFI方式を活用し、民間活力導入による公共サービスの向上を図ること、また、世界遺産のまちとしての地域特性を活かした施設を整備することです。これを踏まえ、「地域特性を活かした取組の工夫」、「地域の賑わい創出、交流・憩いの場となる機能」、「PFIや指定管理者制度による民間活力の導入」、「東北地方」といった視点から、以下の参考事例を抽出しました。

表 1-5 事例一覧と参考とする特徴

	施設名	概要	参考とする特徴
図書館事例	東根市公益文化施設まなびあテラス	芸術文化の活動拠点としての美術館（市民ギャラリー）、活力ある団体活動の情報拠点としての市民活動支援センターからなる複合施設	<ul style="list-style-type: none"> 図書館フロアに「講座室」「特別展示室」を設置し、巡回展や各種講演といったサービスが充実 地域のお祭りとの連携、ものづくり講座の開催など、地域特性を活かした取組の工夫 東北地方において近年開館した施設 PFI（BTO）方式（※1）で整備 指定管理者制度を導入
	つがる市立図書館	全国初のショッピングモール内の市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> 個人での勉強や郷土講座の開催など多目的に利用できる「セミナー・学習室」がある 基幹産業（農業）の支援、地元住民のための学習支援の充実など、「市内で生きていく人のための図書館」というコンセプトになっている 東北地方において近年開館した施設 指定管理者制度を導入
図書館・公民館・ホール複合	稲城市立iプラザ	ホール、スタジオ、会議室等に加え、図書館や市役所出張所、民間テナントを併せ持つ駅前複合施設	<ul style="list-style-type: none"> 図書館・公民館・ホールの機能を併せ持つ官民複合施設 PFI（BOT）方式（※2）で整備 指定管理者制度を導入
	八郎潟町えきまえ交流館 はちパル	図書館、ホール、子育て支援センターを併せ持つ複合公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方、人口約6千人の町の駅前複合公共施設 図書館及び小ホールの機能を併せ持つ施設
ホール事例	一関市立川崎公民館	生涯学習センター、ホール（固定席228席）、図書館を併せ持つ公民館	<ul style="list-style-type: none"> 近隣都市にある 公民館・図書館と併設して小規模なホール（固定席）がある
	一関市東山地域交流センター	公民館、図書館、多目的ホール（350席）の三つの機能を備えた複合施設	<ul style="list-style-type: none"> 近隣都市にある 公民館・図書館と併設して小規模なホール（可動席を含む）がある

※1：民間事業者が施設を建設、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式

※2：民間事業者が施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式

(2) 参考事例

① 図書館機能の事例

施設名	東根市公益文化施設まなびあテラス（山形県東根市） PFI 事業・指定管理者制度
規模・構造	敷地面積：12,761 m ² 、延床面積：4,401 m ² 、建物高さ：10.5m／地上2階、鉄骨造
開館年月	平成28年11月
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館（1,880 m²） ・美術館/市民ギャラリー（1,541 m²） ・市民活動支援センター（186 m²） ・都市公園（9,703 m²） <p>《民間施設》 カフェ、ショップ</p> <p>《附帯施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外展示広場 ・駐車場：約150台 ・駐輪場：100台
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の児童図書コーナーでは、月に6回ほどおはなし会を開催 ・AV資料の視聴、電子タブレットの館内貸出、インターネット席・学習室利用可能 ・講座室では、講演会並びに東京国立近代美術館の巡回展を開催 ・地域のお祭りと連携、ものづくり講座を開催 ・エントランスホールにて、東根市音楽連盟による演奏会を開催 ・市民活動支援センターでは、情報ラウンジや交流コーナーを設置
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スキーム：PFI（BTO方式）、20年間 ・事業費（契約金額）：6,554百万円、特定事業選定時のVFM（※）：11%

※VFM：「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、当該公共事業をPPP/PFI事業として実施すべきかどうかの判断基準となる。事業期間を通じた従来型公共事業の場合の負担額と、PPP/PFI事業として実施した場合の公共の負担額との比較により算出する。

出典：PPP・PFI協会ホームページ、東根市公益文化施設まなびあテラスホームページ

施設名	つがる市立図書館（青森県つがる市） 指定管理者制度																	
規模・構造	敷地面積：約1,606 m ² ／地上2階																	
開館年月	平成28年7月																	
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 <table border="1"> <tr><td>一般図書コーナー</td><td>710 m²</td></tr> <tr><td>児童図書コーナー</td><td>342 m²</td></tr> <tr><td>セミナー・学習室</td><td>116 m²</td></tr> <tr><td>管理事務所・陛下書庫</td><td>86 m²</td></tr> <tr><td>カウンターその他</td><td>352 m²</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>座席数</td><td>185席</td></tr> <tr><td>蔵書数</td><td>約8万冊</td></tr> <tr><td>開館時間</td><td>10:00-20:00</td></tr> </table> <p>《民間施設》 コーヒーショップ</p>		一般図書コーナー	710 m ²	児童図書コーナー	342 m ²	セミナー・学習室	116 m ²	管理事務所・陛下書庫	86 m ²	カウンターその他	352 m ²	座席数	185席	蔵書数	約8万冊	開館時間	10:00-20:00
一般図書コーナー	710 m ²																	
児童図書コーナー	342 m ²																	
セミナー・学習室	116 m ²																	
管理事務所・陛下書庫	86 m ²																	
カウンターその他	352 m ²																	
座席数	185席																	
蔵書数	約8万冊																	
開館時間	10:00-20:00																	
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月に一度読み聞かせ会、市内の小中学校に勤務しているALT（外国語指導助手）が英語での読み聞かせ会を開催 ・市の基幹産業と就労を支援するため、農業関連資料コーナーを充実 ・集中できる学習環境としてセミナー・学習室（45席）が設置され、郷土学習講座・農業関連セミナーを開催 ・デジタル学習教材を導入し小中学生向けの学習支援 																	

出典：つがる市ホームページ

② 図書館・公民館・ホール機能の複合事例

施設名	稻城市立 i プラザ (東京都稻城市) PFI 事業・指定管理者制度					
規模・構造	敷地面積: 3,289m ² 、延床面積: 4,962m ² ／地上 2 階/地下 2 階、鉄筋コンクリート造					
開館年月	平成 21 年 10 月					
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 (460m²) <table border="1"> <tr> <td>座席数 :</td> <td>成人用 8 席、児童用 4 席</td> </tr> <tr> <td>蔵書数 :</td> <td>約 40,000 冊、新聞 7 紙、 視聴覚資料約 1,000 点、 雑誌約 100 タイトル</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・コミュニティ施設 (約 396 m²) 【会議室 3 室、実習室 1 室、ギャラリー 1 室】 ・ホール施設 (約 1,498 m²、定員 410 人) 【楽屋 4 室、スタジオ 1 室 (定員 40 名)】 ・児童・少年施設 (約 458 m²) 【プレイルーム、育成室、保育室各 1 室】 ・市役所出張所施設 (約 103 m²) <p>《民間施設》 学習塾、カフェ</p>	座席数 :	成人用 8 席、児童用 4 席	蔵書数 :	約 40,000 冊、新聞 7 紙、 視聴覚資料約 1,000 点、 雑誌約 100 タイトル	 
座席数 :	成人用 8 席、児童用 4 席					
蔵書数 :	約 40,000 冊、新聞 7 紙、 視聴覚資料約 1,000 点、 雑誌約 100 タイトル					
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では週に一度のおはなし会を開催 ・インターネットからも予約ができる「施設予約システム」、セルフで図書の貸出処理ができる自動貸出機、誰でも使える無線 LAN など、IT 技術をフルに活用 ・ホール施設では、音楽を中心に、講演会、各種発表会など様々な文化活動の実施 					
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スキーム: PFI (BOT) 方式 ・事業期間: 約 22 年 (設計・建設: 約 2 年、維持管理・運営: 約 20 年) ・事業費 (契約金額): 約 6,937 百万円 (特定事業選定時の VFM: 約 9 %) 					

出典: PPP・PFI 協会ホームページ、稻城市 HP、稻城市 i プラザ HP、NTT データ HP

施設名	八郎潟町えきまえ交流館 はちパル (秋田県八郎潟町)	
規模・構造	延床面積: 1,977 m ² ／地上 1 階・一部 2 階建、木造鉄骨	
開館年月	平成 27 年 5 月	
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 (595 m²) ・子育て支援施設 (261 m²) 【子育て支援センター、読み聞かせコーナー、休憩コーナー、調理室等】 ・交流施設 (608 m²) 【多目的スペース、ギャラリー、カフェコーナー、交流ホール、スタジオ等】 	 
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では月に 1 回のおはなし会、季節イベントとしてのクリスマスおはなし会、お年玉企画として雑誌付録抽選会を開催 ・病院等の福祉施設への移動図書館の実施 ・子育て支援センターでは、平日には児童館として児童の受け入れの実施 ・子育てゾーン内の調理室、交流ゾーンのホール・多目的スペースの有料貸出業務 ・市民活動支援センターでは、情報ラウンジや交流コーナーを設置 	

出典: 八郎潟町ホームページ

③ ホール機能の事例

施設名	一関市立川崎公民館（岩手県一関市）	
規模・構造	延床面積：2,748.47 m ² ／木造・鉄筋コンクリート造	
開館年月	平成 10 年 12 月	
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター ・ホール (固定席 228 席、 車いす席) ・図書館 	 
施設における事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位学級講座共催、学級主事会議及び研修会の開催 ・川の大楽校講座（地域リーダー、一般住民向け）、川の大楽校専門講座 ・希望講座立ち上げ支援、グループサークル活動支援 ・文化祭の開催、学級生大会の開催 	

出典：一関市ホームページ、関・空間設計ホームページ

施設名	一関市東山地域交流センター（岩手県一関市）																							
規模・構造	延床面積：2,677m ² ／ 公民館、図書館：地上 2 階建・木造、ホール：鉄筋コンクリート造																							
開館年月	平成 10 年 12 月																							
施設内容	<p>《公共施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館 <table border="1"> <tr> <td>1F</td> <td>事務室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大会議室</td> <td>1 室(100 人収容)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2F</td> <td>会議室</td> <td>2 室(中・小)</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>36 畳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 (666m²) <table border="1"> <tr> <td>蔵書数：</td> <td>開所時：4 万冊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年後：5 万冊 (計画)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール <table border="1"> <tr> <td>客席数：</td> <td>350 席</td> </tr> <tr> <td>うち可動席：</td> <td>196 席(ロールバック方式の自動収納いす)</td> </tr> </table>	1F	事務室			大会議室	1 室(100 人収容)	2F	会議室	2 室(中・小)	和室	36 畳		調理室		蔵書数：	開所時：4 万冊		5 年後：5 万冊 (計画)	客席数：	350 席	うち可動席：	196 席(ロールバック方式の自動収納いす)	 
1F	事務室																							
	大会議室	1 室(100 人収容)																						
2F	会議室	2 室(中・小)																						
	和室	36 畳																						
	調理室																							
蔵書数：	開所時：4 万冊																							
	5 年後：5 万冊 (計画)																							
客席数：	350 席																							
うち可動席：	196 席(ロールバック方式の自動収納いす)																							
施設における事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者教室 ・中央婦人学級及び家庭教育学級 ・川釣り講座、謡曲講座 ・文化祭の開催 																							

出典：一関市ホームページ

(3) 先行事例のまとめ

先行事例調査の結果を、以下にまとめます。

- ・ 東北地方で近年開館した東根市・つがる市の図書館では、地元のお祭りとの連携、郷土講座の開催、ふるさと資料閲覧コーナーの設置など、地域特性を活かした事業の展開や、市民が地域をよりよく知るための支援の取組が行われている。
- ・ つがる市では、「つがる市に住み、そこで生きていく人のための図書館」というソフト整備のコンセプトのもと、市の基幹産業である農業支援のためのセミナー、市内の小中学生の学習支援など、「地元市民の活動支援」を最も重要視した施設となっている。
- ・ 多くの図書館事例では、集中して勉強等ができるスペースの設置に加え、図書館内又は図書館に隣接する形で、カフェや飲食・おしゃべりが可能なラウンジ・交流コーナーを設けており、賑わいの創出や交流の拠点として機能している。
- ・ 稲城市、八郎潟町、一関市では、図書館・公民館に、ホール施設が併設されており、図書館・公民館内の諸室で行われるイベント等に比べ、より規模の大きいイベント、芸術・文化活動や講演会の開催が可能となっている。八郎潟町のホールは平土間、一関市の「東山地域交流センター」のホールは可動席となっている。
- ・ 東根市、稻城市では、PFI事業（BTO方式、BOT方式）により、図書館及びその他の公共施設を対象とした包括的な施設整備・維持管理・運営を行っており、事業者選定時のVFMは10%前後となっている。

第2章 基本コンセプトと整備目標

第1章において整理した内容を踏まえ、本事業で整備する社会教育施設の基本コンセプト及び施設の役割を以下のとおり設定しました。

«上位関連計画»

- ・「地域コミュニティ活動支援」・「地域が自主的に活動するための拠点施設の整備」が重要視されている
- ・公民館・図書館について、多様な利用者ニーズに応じた多角的なサービスの充実が推進されている
- ・地域学習(平泉学)の推進など、世界遺産を活かしたまちづくりを推進することが目標とされている
- ・平泉町役場、保健センター、町立図書館を中心としたゾーンは、町の中枢拠点として位置づけられ、行政・文化・福祉施設などの機能の充実が図られている

«平泉町の現状・動向»

- ・人口減少及び少子高齢化が進展している
- ・世界遺産を含め文化遺産を豊富に有し、年間約200万人が訪れる東北を代表する観光地である
- ・観光客のための交通インフラ(巡回バス等)が整っており、また、観光関連施設では、観光・宿泊情報の提供、平泉に関する資料閲覧ができるレファレンスサービス等、充実したサービスを提供している

«社会教育施設に対する町民ニーズ・既存の整備方針»

公民館・図書館

- ・人が集まるコミュニティの場、交流の拠点となることが望まれている
- ・図書館については閉架スペースや駐車場の確保、公民館についてはより良い立地(図書館との併設)が求められている
- ・公民館・図書館への要望として、アーカイブ機能や平泉独自のものの導入があったらよいという声がある
- ・集中して勉強できる学習スペース等の環境の整備、会議等多目的に利用できる活動スペースの設置が望まれている

体育館

- ・現状では施設が不足しており、利用ニーズが高い／ジム機能の設置の要望がある
- ・生涯スポーツの施設、競技大会の施設、避難施設としての役割・機能が望まれている
- ・多世代が気軽に利用できるような工夫が求められている

文化ホール

- ・公民館・図書館に併設する、貸出可能な活動スペースとしてのホールの設置が望まれている
- ・現状は、音楽公演・講演会等に適したホール施設が不足しているとの意見がある一方で、町内類似施設で間に合っているとの声もある

«先行事例»

図書館

- ・地域特性を活かした事業の展開や、市民が地域をよりよく知るための支援の取組が行われている
- ・地域の基幹産業支援のためのセミナーや地元学生の学習支援など、「地元市民の活動支援」を最重要視した施設となっている
- ・集中して勉強等ができるスペースの設置に加え、館内又は隣接して、カフェや飲食・おしゃべりが可能なラウンジ・交流コーナーを設けており、賑わいの創出や交流の拠点として機能している

図書館・公民館・ホール

- ・図書館・公民館にホール施設が併設され、より規模の大きいイベント、文化活動・講演会等の開催が可能となっている

本事業の基本コンセプト

町の活力を生み、育てる“にぎわい交流拠点”的整備

【施設整備の目標】

- 公民館・図書館（併設）、体育館を“にぎわい交流拠点”として、幅広い世代が集まり交流できる施設とする。
- 町を代表する社会教育施設として、“学び”、“人づくり”、“地域貢献”的役割を担う中心施設とする。
- 町民による多くの活動を促し、発展させ、町の活性化に寄与する施設とする。

【施設の役割】

＜① 人づくりの場＞

- 多様な学習・イベントや文化活動（公民館・図書館）及びスポーツ活動（体育館）が可能な場を提供することにより、町民を育て、平泉に住む人・平泉町を支えていく人の「人づくり」に資する。

＜② 学びの場＞

- ハード面では学習スペース等の確保、ソフト面では町民の学習ニーズに応じた各種講座・セミナー等の開催により、町民に「学びの場」を提供する。
- 平泉の歴史・文化に関する資料を充実させることで、町民・町への来訪者（観光客等）、双方が「平泉をもっとよく知る」ことを可能にする。

＜③ 情報交換の場＞

- 図書館・公民館には、幅広い世代が集まり、自由におしゃべりができる場を設け、様々な情報交換をする場を提供する。
- 平泉町に関する情報発信を行う。

＜④ コミュニティ形成・交流の場＞

- 町民による多様な活動を促すことで、既存コミュニティの持続・発展、あるいは新たなコミュニティ形成や交流の機会を提供し、地域活性化に寄与する。

第3章 導入機能・規模の検討

1 公民館・図書館

(1) 現況施設の課題・ニーズ

「社会教育施設のあり方に関する懇談会」等の町民意向や現況整理を踏まえた、現況施設の課題・ニーズは以下のとおりです。

■居心地が良い滞在型の施設

駅に近い中心地に位置する施設として、中高生の待ち合わせや、近隣住民の憩いの場として居心地が良い滞在型の施設となることが望まれている。

■多目的で幅広い世代が利用できる施設

現況施設は老朽化し、バリアフリー対応がされていないことから、本施設においては、エレベーター・スロープの設置、車いす・ベビーカーが通行しやすい通路幅の確保等、子どもからお年寄りまで幅広い世代が利用できる施設とすることが望まれている。

■不足しているスペースの拡充

現況の図書館は、閉架書庫が設置されておらず、開架スペースのゆとりがなく、閲覧席や学習スペースが不足している。特に学習スペースの設置は、町民からのニーズも高い。そのため、本施設においては、閉架書庫やバックスペースを拡充するとともに、閲覧席や学習スペース等を充実させることが望まれている。

■平泉らしい機能の設置

現況の公民館・図書館は、平泉の世界遺産のまちの特徴を活かした機能が設置されていない。そのため、本施設では、地域アーカイブの設置や、地域資料コーナーの充実等、平泉の特徴を活かした機能の設置が望まれている。

(2) 施設の利用状況

既存の公民館及び図書館の利用状況等の特徴を整理します。

- ・公民館の陶芸室、調理実習室、IT室の稼働率が特に低く、1回あたりの利用人数も少ない。
- ・IT室にはパソコンが設置され、陶芸室も専用の用具等が置かれているため、主目的以外の用途で利用することは難しい。
- ・学級室、和室は他の諸室よりも様々な活動で利用可能であるため、稼働率が高い。
- ・図書館では、入館者数は一般よりも児童生徒が多く、貸出冊数も一般書より児童書の方が多い。

(3) 本事業で導入する機能・規模の検討

前述までの整理を踏まえ、公民館・図書館の機能・規模設定の方針を以下に整理します。

- 既存施設の貸館機能※のうち稼働率が低い諸室は、機能の共有化や面積削減を行い、省スペース化する。
- 既存施設の利用目的が限られる諸室（IT室や陶芸室）については、高い稼働率となるように、多目的での利用ができる諸室とする。
- 既存施設で不足しているスペースや、町民ニーズが高い諸室は拡充を図る。
- 公民館と図書館の複合施設となるメリットを活かし、相乗効果を図る利用が可能な諸室を設置する。
- 賑わいを創出し、地域のシンボル・滞在型の施設となるように、休憩や情報交換・発信を行う共有スペースを設ける。
- バリアフリーに対応し、十分な廊下幅やエレベーター、書架間隔を確保する。
- 施設利用者がアクセスしやすい駐車場を設置する。

※施設の管理者が、施設使用者に部屋を貸し出すこと。

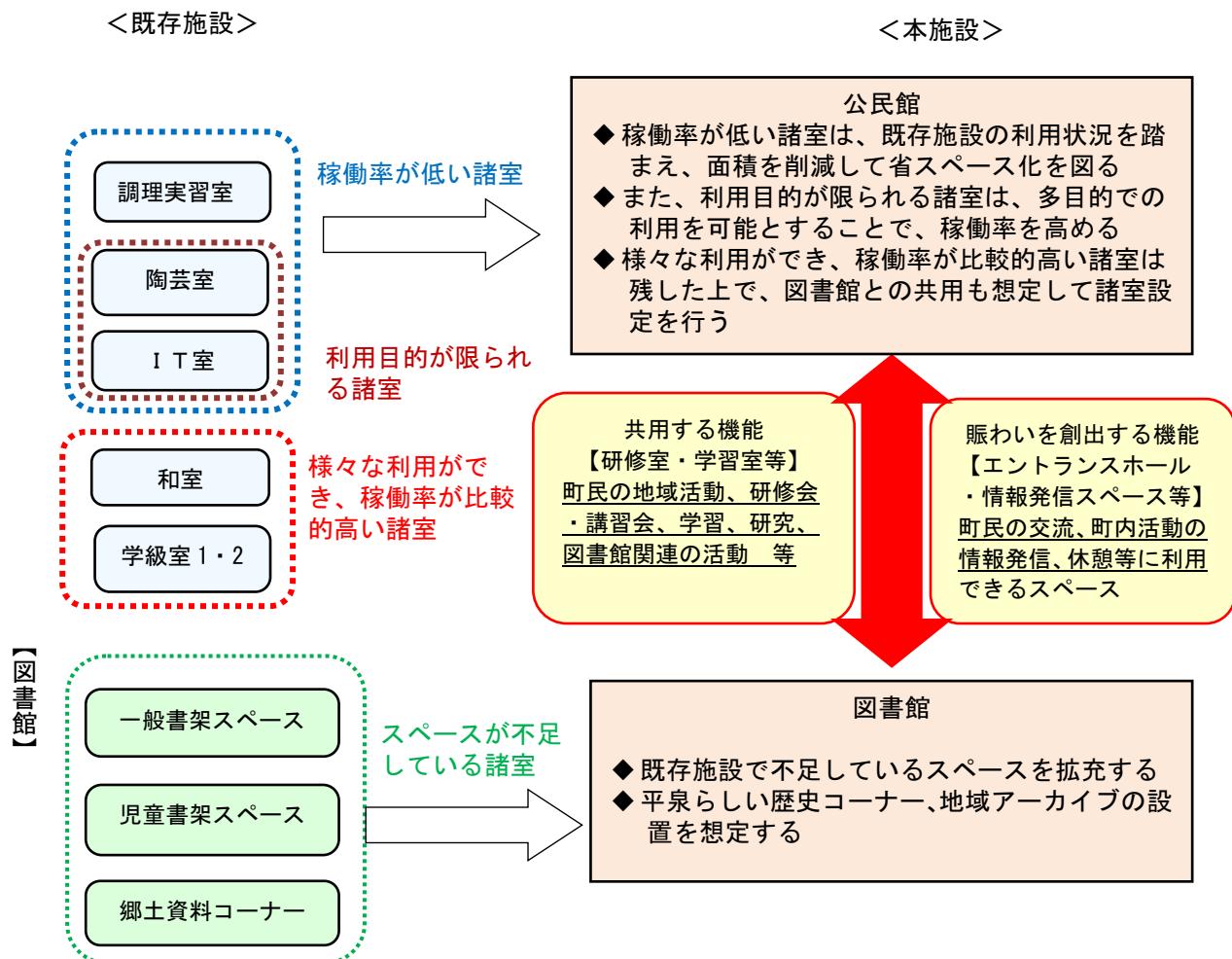


図 3-1 公民館・図書館の機能・規模の検討方針

(4) 規模設定・利用イメージ等

公民館・図書館（併設）における規模設定の考え方及び利用イメージを以下に整理します。また、主に乳幼児や児童及びその保護者が利用する諸室は「子育て支援機能」とし、子育てに特化した施設としての位置づけを図ります。また、町関連の情報収集や情報発信等に関する諸室は「情報発信機能」とし、町民の活動の支援し、地域活性化を目的とする施設としての位置づけを図ります。

表 3-1 公民館機能の規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
調理実習室	40 m ² (調理台 3 台設置)	既存施設の稼働率、1回あたりの利用者数が少ないとから省スペース化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育講座 ・ 高齢者を対象とした料理教室 ・ 料理イベント 等
IT室	50 m ² (20 人程度)	図書館との併設により現況より多用途での利用を想定し、現況施設と同程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン教室 ・ ビジネス利用 ・ 図書館での調べもの 等
工作室	40 m ² (15 人程度)	陶芸以外の工作等での利用を想定し、既存施設の調理実習室利用人程度が活動可能な面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陶芸教室 ・ 工芸、絵画教室 等
和室	25 m ² (10 人程度)	現況施設の1回あたりの利用者数が少ないとから省スペース化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞踊の練習 ・ 華道、茶道、着付け ・ 講師、イベント主催者、演者等の控室 等
研修室	75 m ² (30 人程度)	図書館と併設する機能として、多種多様な用途を想定するため、既存の学級室 1・2 よりも面積を拡充する。 小会議室 (25 m ²)、中会議室 (50 m ²) に分割可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、研修会 ・ 学習・読書 ・ 住民グループの趣味、サークル活動等 ・ 職員による会議、打合せ ・ ボランティア活動 ・ 講座 等
合計	230 m ²		

表 3-2 図書館機能の規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
開架スペース	270 m ² (閲覧席 30 席以上を含む)	現況の 1.2 倍程度の冊数を収蔵する場合のスペースを設定。 閲覧席は一般用と児童用で 30 席以上を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書籍の閲覧
合計	270 m ²		

表 3-3 子育て支援機能の規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
おはなし室	20 m ²	親子 10 組程度が利用可能なスペースを確保する。	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会等のイベントの実施
交流室	40 m ² (15 席程度)	15 席程度の机を配置する。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講座等の実施や保護者の情報交換・交流の場
キッズスペース	30 m ²	相談室、親子 5 組程度が利用可能であるキッズコーナー、授乳室を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談業務 子どもの遊び場 子育て世代・親子の交流の場
合計	90 m ²		

表 3-4 情報発信機能の規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
電子資料閲覧コーナー	10 m ² (閲覧席 3 席分を含む)	地域アーカイブ等の閲覧席 3 席程度を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 平泉の特徴を活かした、地域アーカイブの閲覧
視聴覚コーナー	10 m ² (2 ブース)	2 ブースと視聴覚資料を収蔵するスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> DVD や CD の視聴
情報発信スペース	20 m ²	町内の各種団体のお知らせやパンフレット等を置き、情報収集や発信を行うスペースとする。	<ul style="list-style-type: none"> 町民活動のお知らせ・パンフレット等の案内の掲示 町民同士の情報交換
オープンスペース	20 m ²	飲食可能とし、くつろぎながら情報交換・打合せ等ができるスペースとする。	<ul style="list-style-type: none"> 待合せ・談話・打合せ 休憩・軽飲食 町民同士の情報交換
合計	60 m ²		

表 3-5 管理機能の規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
受付・総合案内・管理事務室 (印刷室・レファレンスも含む)	75 m ²	受付カウンター、管理事務室 (職員 10 人程度を想定)、更衣室・休憩室を設定。	<ul style="list-style-type: none"> 総合受付・案内 施設の管理事務 職員の更衣・休憩 印刷 レファレンス業務
湯沸室	10 m ²	ミニキッチン、食器棚、冷蔵庫を設置可能な面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> 職員や施設利用者が利用
荷捌スペース	20 m ²	ホールで使用する機材・備品、施設への物品・図書の搬入等を行うスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ホール用の機材・備品の搬入 書籍の荷捌き・配本
倉庫	50 m ²	図書館の閉架書庫を始め、各施設の管理運営において必要な物品等の収納・保管が可能なスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 閉架書籍の保管 公民館、子育て支援、情報発信機能にて用いる物品等の収納
合計	155 m ²		

2 ホール

(1) 現況施設の課題・ニーズ

「社会教育施設のあり方に関する懇談会」等の町民意向や現況整理を踏まえた、現況施設の課題・ニーズは以下のとおりです。

■既存施設とのすみ分け

平泉文化遺産センター内の「ふれあいホール」や、ホールとしても利用している小学校体育館とのすみ分けや、今後整備予定のガイダンス施設の整備内容を考慮して、ホール機能設置の検討を行う必要がある。

■様々なイベントに対応できる300人規模のホール

平泉町では、世界遺産のまちとしてイベント開催の需要が多くあることから、イベント開催ができる規模のホール設置が望まれている。

300人程度の催し物は公民館・図書館併設のホールで実施し、300人以上の催し物は平泉小学校体育館を利用することも想定する。

(2) 施設の利用状況

現在、平泉文化遺産センターの「ふれあいホール」が町内唯一のホール施設です。過去3年間における当ホールの利用人数は約1,500人～2,500人、施設稼働率は10%前後となっています(※特別展の日数を含まない場合)。

また、ホール的な利用をしている平泉小学校体育館は最大600席配置可能ですが、600席の利用があるのは年1回程度のみとなっています。

<平泉文化遺産センター「ふれあいホール」>

■概要

- ・平泉の文化遺産を紹介する常設展示や特別展示などを観ることができ、外に広がる花立廃寺跡を眺めながら休息できる。
- ・ステージを活用したイベント開催が可能。

■ホールの利用内容(実施事業、イベント等)

- ・町成人式(約120人)
- ・町戦没者追悼式(約100人)
- ・町社会福祉大会(約120人)
- ・歴史講演会(約100人)
- ・高齢者大学(約100人)
- ・神楽大会(約200人)
- ・特別展(一日平均約150人)
- ・町内遺跡発掘報告会(約120人)
- ・映画会(約50人)
- ・各種会議等

(3) 本事業で導入する機能・規模の検討

本事業で整備するホールは、既存の文化遺産センターよりも中心地に位置し、公民館・図書館と併設する施設である点を踏まえ、既存の「ふれあいホール」よりも幅広いニーズに対応できる施設として整備することが望まれます。

規模としては、「社会教育施設整備方針」に示している「300人程度が利用可能」を基準とします。また、「ふれあいホール」の利用内容を踏まえると200人前後の利用が多いことから、一関市立川崎公民館のホールと同程度の230席を規模の目安とします。

＜他都市の事例＞

施設名	場所	諸室名	室面積	施設内容
一関市立川崎公民館（生涯学習ステーション）	岩手県 一関市	ホール	—	固定席 228席、車いす席
一関市東山地域交流センター	岩手県 一関市	多目的ホール	—	客席数 350席（うち可動席 196席）
にぎわい交流館あう	秋田県 秋田市	多目的ホール	約 300 m ²	可動席 250席
秋田市雄和市民サービスセンター 地域文化ホール	秋田県 秋田市	地域文化ホール	—	可動席：98席、補助席 30席程度
真壁伝承館	茨城県 桜川市	まかべホール	—	可動席：240席（2階固定席、スタッキングチェアを含めて300席）
仙台市宮城野区文化センター	宮城県 仙台市	パトナシアター	—	可動席：198席
穂の国とよはし芸術劇場 PLAT	愛知県 豊橋市	アートスペース	—	平土間時：304人 266席（可動席 200席+スタッキングチエア 66席）

出典：各施設ホームページ

(4) 規模設定・利用イメージ等

ホールにおける規模設定の考え方及び利用イメージを以下に整理します。

表 3-6 ホールの規模及び利用イメージ

諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
ホール機能	315 m ²	ホールは、スタッキングチェア 230席程度が収容可能な規模とし、ホール用倉庫も併設する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽・演劇等の練習及び発表 ・ 講演会 ・ イベントの開催
合計	315 m ²		

3 体育館

(1) 現況施設の課題・ニーズ

体育館の現況施設の課題・ニーズは以下のとおりです。

■既存施設とのすみわけ

現在、体育館としては長島体育館、学校体育館の合計4施設が設置されており、調整しながら利用している状況である。既存の体育館とのすみわけを踏まえ、体育館の設置を検討する必要がある。

■スポーツの公式試合の開催等、充実した生涯スポーツ施設としての機能を設置する

多くの町民が利用するスポーツ拠点施設として、公式試合の実施が可能なアリーナを設置することが望ましい。また、試合観戦、応援スペースとして観覧席を設置することが望ましい。

■幅広い世代から多くの利用を促すための機能を拡充する

幅広い世代が利用できるような機能として、トレーニングジムの設置や、研修・会議に利用できる研修室を設置する。また、分割利用できるようにする等、フレキシブルな利用ができるようにする。

■生涯スポーツの役割以外にも、地域の拠点として防災機能等の様々な役割を備え、ユニバーサルデザインにも配慮した施設

町民の生涯学習スポーツ、健康づくりの役割のほかに、地域の拠点として災害時の避難場所、多くの人が集まり交流する施設となるような施設整備を行う。

(2) 施設の利用状況

既存の体育施設の利用状況等の特徴を整理します。

- 町内の体育施設（※長島体育館、平泉中学校体育館・柔剣道場、町営テニスコート、長島球場、長島小学校体育館、平泉小学校体育館）の利用者数合計は、過去3年間において増加している。
- 過去4年間において、町内の体育館（※長島体育館、平泉中学校体育館・柔剣道場、長島小学校体育館、平泉小学校体育館）の稼働率に目立った増減傾向はないが、いずれも高い稼働率（70～90%程度）で推移している。

(3) 本事業で導入する機能・規模の検討

体育館における機能・規模は、平成25年度に策定された「(仮称) 平泉町立平泉体育館建設基本構想」及び「(仮称) 平泉町立平泉体育館基本計画」、「社会教育施設のあり方に関する懇談会」等を踏まえて設定します。

なお、「(仮称) 平泉町立平泉体育館建設基本構想」、「(仮称) 平泉町立平泉体育館基本計画」の検討にあたっては、延床面積の制約から、「新平泉町立体育館建設検討委員会」で当初想定していた諸室・規模が確保できていません。本検討においては、「社会教育施設のあり方に関する懇談会」の意見を踏まえ、「新平泉町立体育館建設検討委員会」で想定していた諸室・規模を確保することを前提とします。

(4) 規模設定・利用イメージ等

体育館における規模設定の考え方及び利用イメージを以下に整理します。

表 3-7 体育館の規模及び利用イメージ

施設・諸室名	規模	規模設定における考え方	利用イメージ
アリーナ	1,600 m ² 程度	以下の競技が実施可能な面積を確保 ・バスケットボールコート公式 2 面 ・バレーボールコート公式 2 面 ・バドミントンコート 4~6 面 (公式) ・フットサルコート 1 面 (公式) ・テニスコート 2 面 (公式)	<ul style="list-style-type: none"> 町民大会等の各種スポーツ大会の会場として使用 スポーツ以外の集会等 (吊りバトン、折りたたみ椅子などを設置) 冷暖房対応の空調設備を設置
観客席	600 m ² 程度 (300~400 席)	岩手町スポーツ文化センター (269 席) の席数を目安とし、2 階部分に設置。	<ul style="list-style-type: none"> 大会の試合観戦、応援スペース
ステージ・控室	150 m ²	新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた常設ステージとし、その際想定していた面積を設定。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ以外の集会等 ステージ下には、器具庫の一部としてパイプイス等を格納
事務室	40 m ²	新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた面積とする。	
研修室	80 m ² (50 人程度)	新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> 町内のスポーツ指導者などの各種研修、会議 役員室や選手控え室等
更衣室・シャワー室	80 m ²	新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> 化粧カウンターを設置
トレーニング室・体力測定・健康相談室	100 m ²	新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> 各種トレーニングマシンによる運動スペース ストレッチ運動ができるスペース 健康や体力について、測定・評価 健康やスポーツに関する様々な相談対応
ミーティング室	50 m ²	キッズルームを兼ね、トレーニング室と隣接する。新平泉町立体育館建設検討委員会 (H24 年度) で当初想定していた面積とする。	<ul style="list-style-type: none"> 幼児体操などの運動の場としても利用できるミーティング室 トレーニング室等に隣接して配置し、ガラススクリーン等で仕切る
防災備蓄庫	25 m ²	平泉小学校体育館の備蓄庫の面積 22 m ² と同定度の面積を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災の備えとして、非常用の食料や発電機、毛布等を備蓄
器具庫	100 m ² 以上	アリーナ面積に応じて面積を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 各運動室の利用内容に応じて用器具の収納 集会等のための備品を収納
合計	専有面積 : 2,825 m ² (上記以外の共用部を含めて約 4,040 m ² ※) ※延床面積の 7 割を専有面積として算定		

4 導入機能・規模のまとめ

(1) 公民館・図書館（併設）

公民館・図書館（併設）の導入機能・規模を、以下にまとめます。なお、「子育て支援機能」、「情報発信機能」及び「ホール機能」は公民館・図書館に併設する施設とします。

- ✓ 居心地が良い滞在型の施設とする。
- ✓ 多目的で幅広い世代が利用できる施設とする。
- ✓ 不足しているスペースを拡充する。
- ✓ 平泉らしい機能を設置する。
- ✓ ホールは、様々なイベントに対応できる230人規模の多目的ホールとする。

施設	諸室名	規模
公民館機能	調理実習室、IT室、工作室、和室、研修室	約230m ²
図書館機能	開架スペース	約270m ²
子育て支援機能	おはなし室、交流室、キッズスペース	約90m ²
情報発信機能	電子資料閲覧コーナー、視聴覚コーナー、情報発信スペース、オープンスペース	約60m ²
ホール機能	多目的ホール、倉庫	約315m ²
管理機能	受付・総合案内・管理事務室（印刷室・レファレンスも含む）、湯沸室、荷捌スペース、倉庫	約155m ²
合計（専有面積）		約1,120m ²
延床面積（※延床面積の7割を専有面積として算定）		約1,600m ²

(2) 体育館

体育館の導入機能・規模を、以下にまとめます。

- ✓ 既存施設とのすみわけを行う。
- ✓ スポーツの公式試合の開催等、充実した生涯スポーツ施設としての機能を設置する。
- ✓ 幅広い世代から多くの利用を促すための機能を拡充する。
- ✓ 生涯スポーツの役割以外にも、地域の拠点として防災機能等の様々な役割を備え、ユニバーサルデザインにも配慮した施設とする。

体育館	施設・諸室名	規模
体育館	アリーナ、観客席、ステージ・控室、事務室、研修室、更衣室・シャワー室、トレーニング室・体力測定・健康相談室、ミーティング室、防災備蓄庫、器具庫	(専有面積) 約2,825m ² (延床面積) 約4,040m ²

第4章 土地利用及び施設計画

1 土地利用の検討

(1) 公民館・図書館（併設）

① 事業対象地の概要

公民館・図書館（併設）の事業対象地の概要は、以下のとおりです。

所在	平泉町平泉字志羅山地内
地域地区	用途地域：第一種住居地域 景観地区（歴史景観地区）
建蔽率・容積率	建蔽率 60%、容積率 200%
敷地面積	4,958 m ²
接道条件	北：幅員約 5m の町道に接道 東：幅員約 5.5m の町道に接道



出典：平泉町都市計画図

図 4-1 公民館・図書館（併設）の対象地

② 土地利用計画の考え方

公民館・図書館（併設）の土地利用計画における計画地へのアプローチ及びゾーニングの考え方は、以下のとおりです。

■計画地へのアプローチ

計画地に接する北側町道立石中屋敷線及び東側町道志羅山町道線は、奥州街道（県道300号線）よりアクセスでき、奥州街道（県道300号線）からのルートが本計画地への主たるアプローチとなると考えられる。県道からのアプローチを考慮すると、県道の側道となっている西側町道志羅山町道線の通行車両への影響に配慮し、計画地への車両出入口は北側町道立石中屋敷線に面して設けるものとする。搬入口は、一般利用者の動線とわけて、西側町道志羅山3号線を活用することも考えられる。

■北側道路のセットバック

北側町道立石中屋敷線の幅員は5m程度と狭隘であるため、道路に面してセットバックし、十分な道路幅員を確保し、既存車両の動線や歩行者の通行に支障のないよう配慮する。また、主たるアプローチとなる北側に、子どもの遊びや憩いの場となる広場の整備を検討する。

■周辺環境への配慮

計画地南側及び西側に戸建て住宅が隣接しているため、隣接した住宅への圧迫感の軽減に配慮した施設配置とする。東側の戸建て住宅に隣接したエリアを駐車場とし、建物は西側のエリアに建設し、建物の高さが高くなる部分は極力北側に設けるものとする。

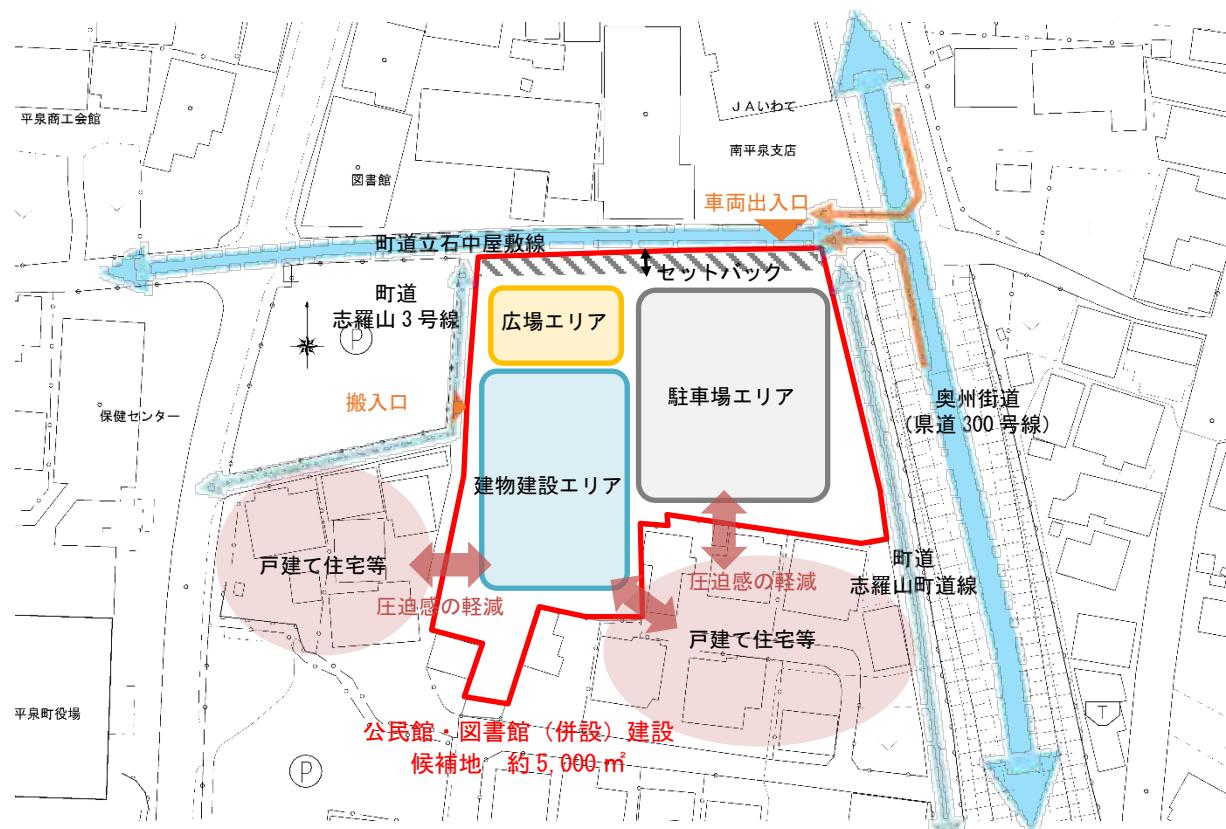


図 4-2 公民館・図書館（併設）の土地利用イメージ

(2) 体育館

体育館の事業対象地については、町内全域から候補地を検討しています。体育館の土地利用計画における計画地へのアプローチ及びゾーニングの考え方は、以下のとおりです。

■計画地へのアプローチ

計画地へのアプローチとしては、幅員の十分にある道路が考えられる。交通量の少ない道路に面して出入口を設けることで、一般の通行車両への影響を小さくすることができる。

■ 憩いの広場整備

憩いの広場は、体育館と一体的な利用の促進を図り、体育館に面して設ける。体育館と連続したイベント利用時など、大人数の利用も想定し、周辺と統一された分かりやすいサイン計画の導入、安全・明快で快適な動線の確保を図る。親子連れや、小・中学生が多く利用することから、見通しがよく、広々としたスペースを確保する。

■ 周辺環境との調和と入りやすい施設づくり

施設規模が大きいことから、特に施設の圧迫感の軽減を図り、周辺景観と調和した外観デザインとする。大人数の利用者が一斉に施設に入り出ることから、出入口付近にはゆとりを持たせる。

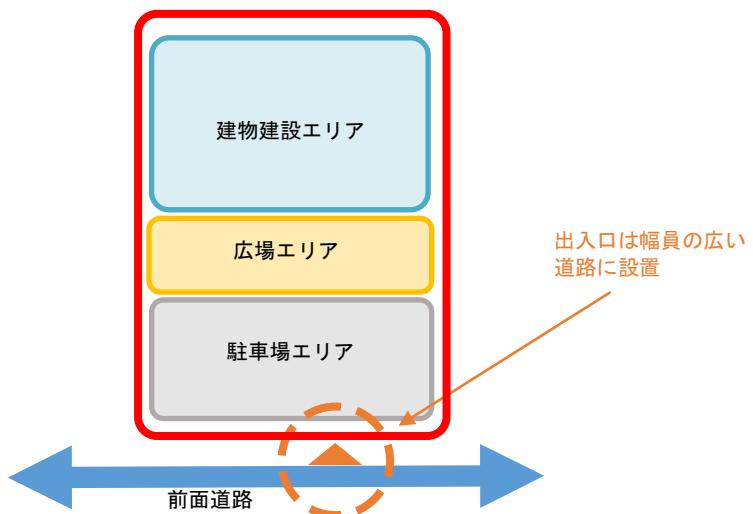


図 4-3 体育館の土地利用イメージ

2 施設計画

(1) 公民館・図書館（併設）

① 施設計画の基本的な考え方

前章までに整理した機能・規模の検討及び土地利用計画を踏まえ、公民館・図書館（併設）の施設計画における基本方針を、以下のとおり設定しました。

■ 各施設の明確なゾーニングと相乗効果

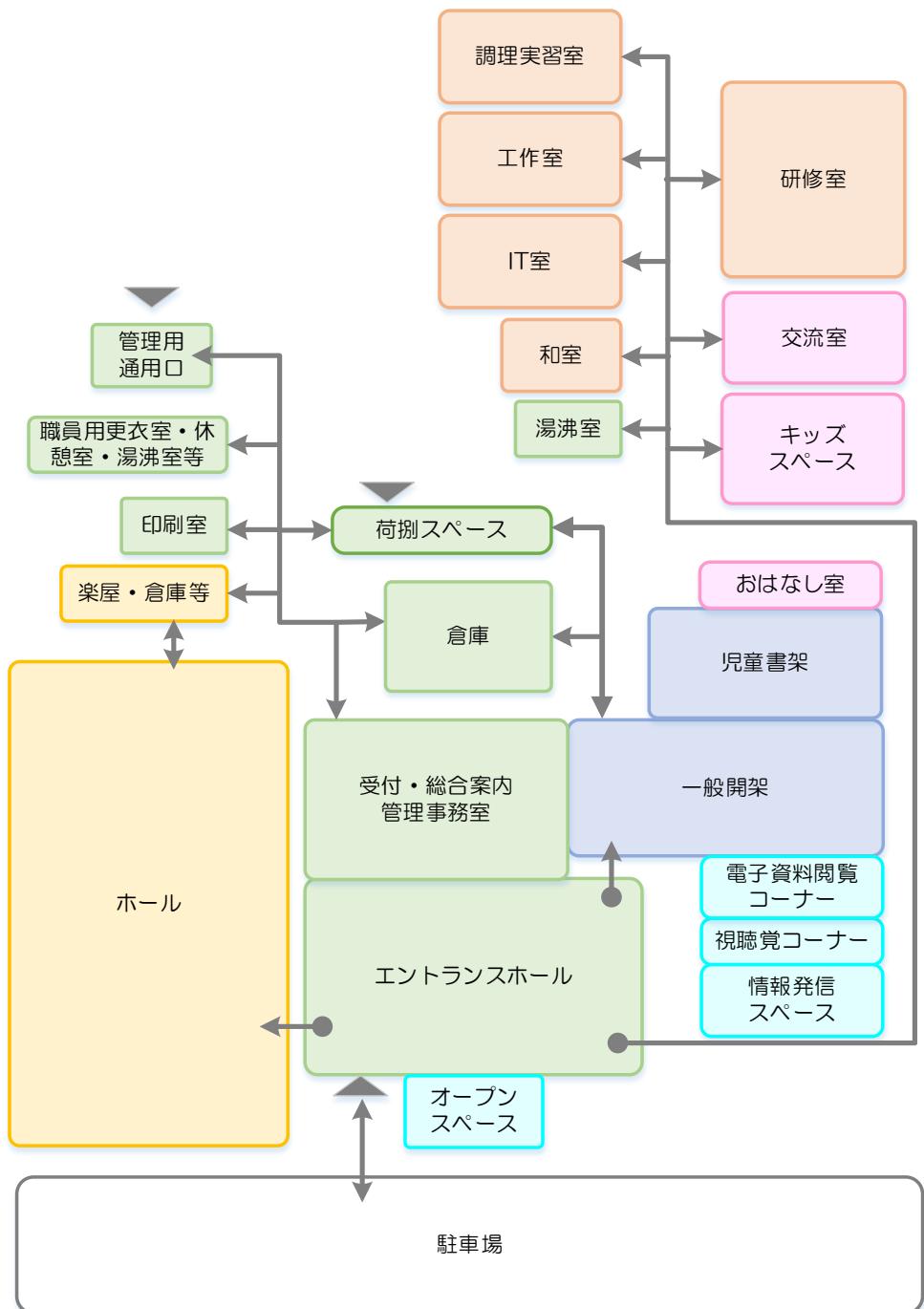
公民館、図書館、ホールの施設ごとにゾーニングすることで、各施設の利用者の快適な利用環境を確保しつつ、管理運営の円滑化を図る。また、複合化による施設の相互利用などの相乗効果を図り、より活発な町民の利用を促進する。

■ 施設のコンパクト化と管理動線の分離

エントランスホールや共用部はできるだけ3つの機能で共用し、複合化による施設のコンパクト化を図る。管理動線は利用者動線とは分離し、利用者の快適な環境整備と管理運営のしやすさを重視し、図書館の本の搬出入動線、ホールの樂屋等、管理用通用口からの動線を確保する。また、管理用通用口からの動線や管理諸室を施設間で共用することで無駄のないコンパクトな施設づくりを目指す。

■ 周辺環境との調和と入りやすい施設づくり

周辺住宅等の環境に配慮し、施設の圧迫感の軽減を図るとともに、周辺景観と調和した外観デザインに配慮する。また、公民館、図書館、ホールといった町の文化の中心となる施設であることを踏まえ、町のシンボルとなる施設づくりを目指す。歴史景観地区の施設として、平泉のまちなみに調和した外観に配慮するとともに、だれもが気軽に利用しやすい施設となるように、入りやすい空間づくりに配慮する。



□凡例

- 公民館機能の諸室
- 図書館機能の諸室
- 子育て支援機能の諸室
- 情報発信機能の諸室
- ホール機能の諸室
- 管理機能

- 必経路
- 重視アクセス
- 屋外からのアクセス

図 4-4 公民館・図書館（併設）に導入する各施設との共用イメージ

② 施設レイアウト案

土地利用計画及び施設計画を踏まえた施設レイアウト案を、以下に示します。



図 4-5 公民館・図書館（併設）の平面配置図



※本図は、施設規模確認のために作成したイメージ図であり、実際の配置及び外観は今後検討します。

図 4-6 公民館・図書館（併設）の施設パース図

(2) 体育館

① 施設計画の基本的な考え方

前章までに整理した機能・規模の検討及び土地利用計画を踏まえ、体育館の施設計画における基本方針を、以下のとおり設定しました。

■ 町民の活発な利用の促進

スポーツ公式試合の開催とともに、日常的な町民の生涯スポーツ施設としての役割を發揮するため、町民に活発に利用される使いやすい施設を目指す。

観覧席は公式試合等以外でも利用しやすいようにアリーナからアクセスできる計画とし、有効に活用されるように配慮する。

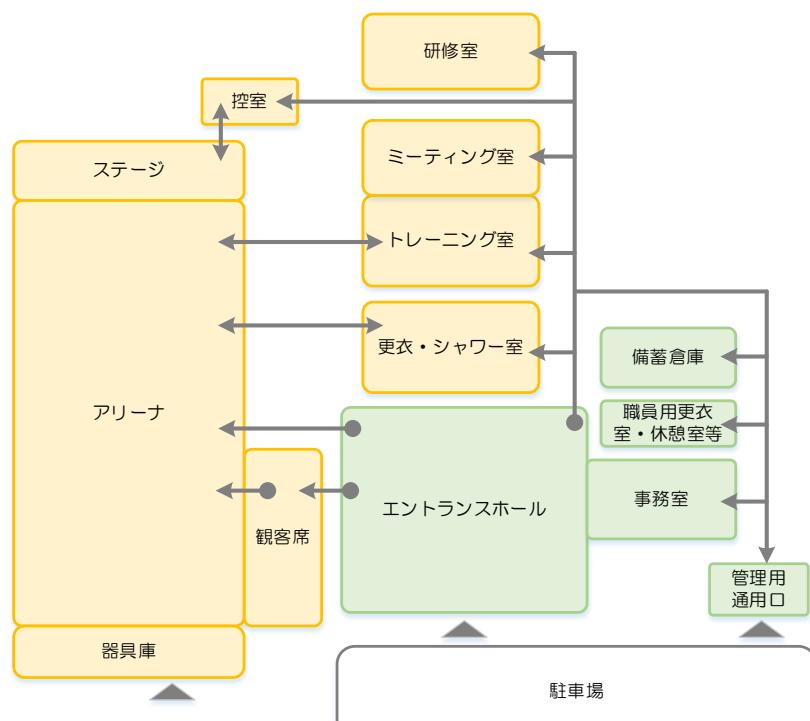
■ 周辺環境との調和と入りやすい施設

周辺の環境に配慮し、施設の圧迫感を軽減し、できるだけコンパクトな施設整備を図るとともに、周辺景観と調和した外観デザインに配慮する。

また、規模も大きく、町のスポーツ振興の中心施設となることを踏まえ、町のシンボルとなる施設づくりを目指す。だれもが気軽に利用しやすい施設となるように、併設した広場を一体的に計画した、入りやすい空間づくりに配慮する。

■ 避難所機能の確立

災害時の避難所施設としての役割を担うため、防災備蓄倉庫を設けるとともに、アリーナでの避難者の滞在などを考慮した施設整備を行う。



□凡例

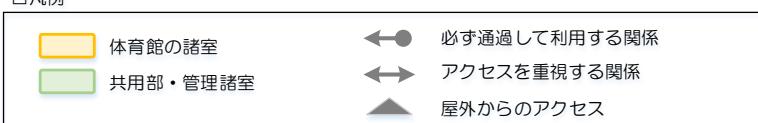
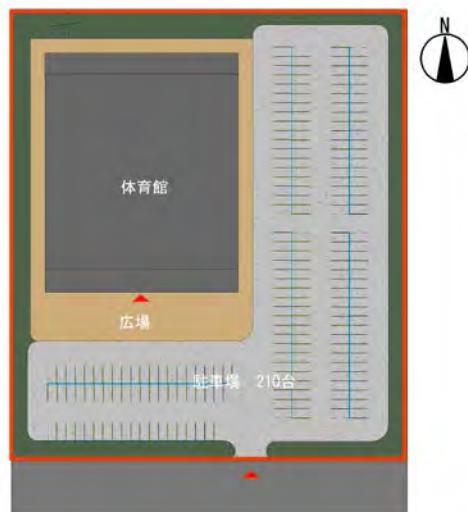


図 4-7 体育館に導入する各施設との共用イメージ

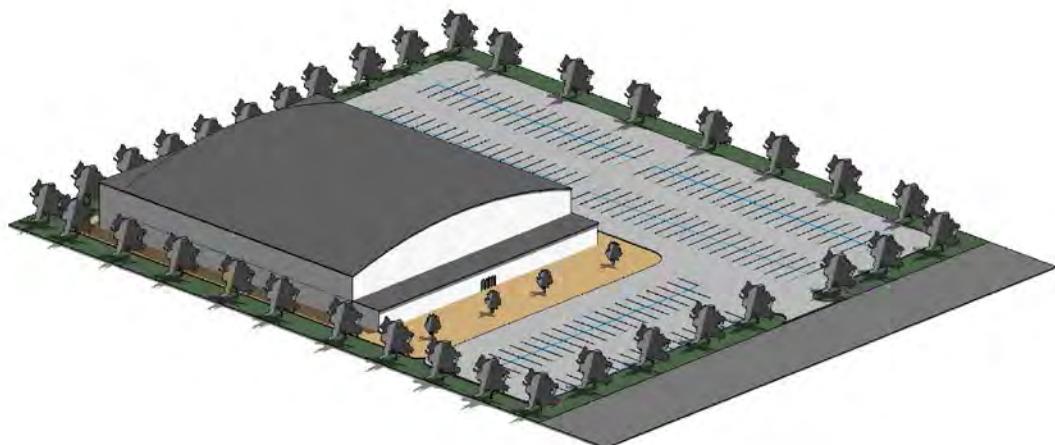
② 施設レイアウト案

土地利用計画及び施設計画を踏まえた施設レイアウト案を、以下に示します。



(縮尺 : 1/2000)

図 4-8 体育館の平面配置図



※本図は、施設規模確認のために作成したイメージ図であり、実際の配置及び外観は今後検討します。

図 4-9 体育館の施設パース図

第5章 今後の進め方

1 事業手法の考え方

本事業では、町の財政縮減効果の最大化及び町民サービスの向上を図るため、民間活力を導入する事業手法（民活手法）を検討します。民活手法の導入にかかる基本的な考え方は、以下のとおりです。

（1）町の財政縮減効果（VFM）の最大化が図れる事業スキームの構築

コスト縮減効果の最大化を図るため、本事業では、設計・建設・維持管理・運営までをパッケージ化し、包括的かつ長期的に民間ノウハウを適用することを基本とします。

（2）「公共サービス」の向上を図る事業スキーム

本施設では、“町の活力を生み、育てる“にぎわい交流拠点”という基本コンセプトに基づき、にぎわいと交流を創出することが求められています。

そこで、公民館・図書館、体育館の「複合公共サービス」について、各機能の維持管理・運営において豊富な実績を持つ民間事業者のノウハウを活用し、サービスの多様化や頻繁な企画の立案等、町民サービスの向上を図ります。

（3）新たな機能の導入による地域活性化への寄与

公民館・図書館の集約と町中心部への移転、既存の提供サービス拡大に加え、多目的ホール、カフェ等の新たな機能を導入することにより、さらなる利便性の向上やにぎわいの創出を図ります。

2 今後のスケジュール

本事業は、平成30年度～31年度の施設建設準備（事業者選定、用地買収、発掘調査）、平成32年度～33年度の設計・建設、平成34年度中の施設供用開始を目指しています。

表 5-1 事業スケジュール

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
施設建設準備（事業者選定、用地買収、発掘調査）					
設計・建設					
施設供用開始					

平泉町社会教育施設整備 基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

発行 平泉町

〒029-4192

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

電話：0191-46-2111

編集 まちづくり推進課
